

第百二回国会 農林水産委員会 議 録 第十五号

昭和六十年四月二十三日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君 理事 島村 宜伸君

理事 田名部匡省君 理事 玉沢徳一郎君

理事 小川 国彦君 理事 田中 恒利君

理事 武田 一夫君 理事 神田 厚君

大石 千八君 鍵田忠三郎君

菊池福治郎君 鈴木 宗男君

田邊 國男君 月原 茂徳君

野呂田芳成君 保利 耕輔君

松田 九郎君 山崎平八郎君

若林 正俊君 上西 和郎君

串原 義直君 島田 琢郎君

新村 源雄君 日野 市朗君

細谷 昭雄君 松沢 俊昭君

駒谷 明君 斎藤 実君

水谷 弘君 吉浦 忠治君

菅原喜重郎君 津川 武一君

中林 佳子君

出席國務大臣

農林水産大臣 佐藤 守良君

出席府政委員

農林水産大臣官 房長 田中 宏尚君

農林水産大臣官 房審議官 古國 隆君

農林水産省経済 局長 後藤 康夫君

委員外の出席者

参 考 人 (全国農業共済 協会常務理事) 須藤 隆平君

参 考 人 (若室町農業共 済組合組合長) 平林 利夫君

参 考 人 (日本園芸農業 協同組合連合会 専務理事) 遠藤 肇君

参 考 人 (全国肉用牛協 会専務理事) 内藤 進君

農林水産委員会 調査室長 矢崎 市朗君

委員の異動

四月十九日

辞任 日野 市朗君

同日 八木 昇君

補欠選任 日野 市朗君

同日 八木 昇君

四月十九日

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特 別措置法案(宮崎茂一君外四名提出、衆法第一 八号)

同月二十三日

地域林業振興法案(島田琢郎君外八名提出、衆 法第二〇号)

同月十九日

農業者年金制度拡充強化に関する請願(天野光 晴君紹介)(第三四六〇号)

農業の振興、食糧自給力向上等に関する請願 (北口博君紹介)(第三四六一号)

同月二十日

農林年金等の改悪反対に関する請願(林百郎君 紹介)(第三七〇四号)

農産物輸入自由化反対等に関する請願(林百郎 君紹介)(第三七〇五号)

同月二十二日

農産物輸入自由化反対等に関する請願(伊藤忠 農産物輸入自由化反対等に関する請願)

治君紹介(第四一三九号)

同月二十三日

畜産・養蚕経営の安定に関する請願(井出二太 郎君紹介)(第四四五五号)

同(小沢貞孝君紹介)(第四四五六号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第四四五七号)

同(串原義直君紹介)(第四四五八号)

同(塩島大君紹介)(第四四五九号)

同(清水勇君紹介)(第四四六〇号)

同(田中秀征君紹介)(第四四六一号)

同(中島衛君紹介)(第四四六二号)

同(中村茂君紹介)(第四四六三号)

同(羽田孜君紹介)(第四四六四号)

同(宮下創平君紹介)(第四四六五号)

同(若林正俊君紹介)(第四四六六号)

治山事業の拡充に関する請願(井出二太郎君紹 介)(第四四六七号)

同(小沢貞孝君紹介)(第四四六八号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第四四六九号)

同(串原義直君紹介)(第四四七〇号)

同(塩島大君紹介)(第四四七一号)

同(清水勇君紹介)(第四四七二号)

同(田中秀征君紹介)(第四四七三号)

同(中島衛君紹介)(第四四七四号)

同(中村茂君紹介)(第四四七五号)

同(羽田孜君紹介)(第四四七六号)

同(宮下創平君紹介)(第四四七七号)

同(若林正俊君紹介)(第四四七八号)

は本委員会に付託された。

四月十九日

野菜の生産振興に関する陳情書(福岡県議会議 長岡本忠男)(第三三三三号)

農業制度金融に関する陳情書(福岡山市字内記 一三の一牧功)(第三一四号)

農業共済制度に関する陳情書(福岡山市字内記 一三の一牧功)(第三一五号)

農業者年金制度の充実強化に関する陳情書外二 件(福岡山市字内記一三の一牧功外二名)(第三 一六号)

林業振興対策の強化に関する陳情書(広島県議 会議長木山徳郎)(第三一七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣 提出第四八号)

○今井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法 律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し ます。串原義直君。

○串原委員 本日は農業災害補償法についての質 疑でございますけれども、農災法も日本農業を いかに守るかというものはかならないわけでござ います。その立場から、法案の質疑に入る前に、 この際、佐藤農林水産大臣に伺いたいのでありま す。

中曽根総理大臣がみずから政府・与党対外経済 対策推進本部長に就任し、去る十九日に推進本部 の初会合で、貿易摩擦解消のためには「農業も例 外とせず、全面的な貿易措置の見直し」を指示 し、それを受けて「農林水産省は今週から角道事 務次官を長とする「行動計画策定委員会」を省内 に設置し、農林水産品の総点検作業に着手する。 この作業は政府方針通り、関税率、二十二品目の 残輸入制限、基準認証、通関手続の簡素化、迅速 化などすべての分野にわたる。」昨日の日本農 業新聞はこう報道しているわけであります。

大臣は、どのような委員会をつくらせて作業を進めたいとするわけですか。行動計画策定作業、総点検作業に着手するというのは、具体的にはどのような作業をなさるうとするのか、この際、内容についてお示しを願いたい。

○佐藤農務大臣 申原先生にお答えいたします。市場アクセス改善のためのアクションプログラムの策定につきましては、去る四月十九日に設置されました政府・与党対外経済対策推進本部におきましてこのための策定要領が決定され、これに基づきまして全庁において事務次官を長とする策定委員会を設置することとされたところでございます。実は、農林省におきましても同要領に基づきまして昨日策定委員会を設置し、アクションプログラムの策定作業に着手することとしたところでございますが、その内容等につきましては、同委員会において今後検討してまいりたいと考えています。

我が国農業は、食糧の安全保障や国土保全等の面におきまして重要な役割を果たしております。また総理も、農業は生命産業といつも言っておる、こんなこともございまして、私としては、このような重要な役割を果たしておる分野については、「原則自由、例外制限」の「例外」に該当するものとして理解を求めていくと考えてございます。今後ともその考えに基づき頑張りますとともに、今後の具体的な取り扱いについては、個別に検討してまいりたいと考えています。

○串原委員 再度伺いたいわけですが、今大臣から行動計画策定についてお答えをいただきました。そして、大臣の考え方に若干触れてくれたわけですが、非常に重要なところから、私はいま一度大臣に伺いたいわけですが、今お話しのように、行動計画策定をなさるわけでありまして、問題は基本原則です。「推進本部決定では「国際化の意義を十分認識し、「原則自由、例外制限」という基本的視点に立つて対応する」となっており、この場合、例外として取り扱われる制限分野に属するものは、国家の安全、環

境保全、国民生活の維持・安全、国際的に十分説明しうるもの」の四項目というふうに報ぜられていたわけですが、国家の安全、環境の保全という立場から、今大臣も若干触れてくれたけれども、農業は当然この「例外」に含まれるものである、こういうふうに私は理解をしておりますし、大臣もきちっとその立場で今後対応するとうふに理解をしようと考えていますか。

○佐藤農務大臣 今先生の御指摘のとおり、環境の保全、国民生活の維持にとりまして農業は非常に大切なものである、重要なことだから、「原則自由、例外制限」の「例外」に該当すると理解し、その理解を求めて私も頑張りたい、こう思っております。ただ、アクションプログラムの策定に当たりましては、我が国農業を生かし、その健全な発展を図ることを基本にして、関係国との友好関係に留意しながら対処してまいりたいと考えています。

○串原委員 私が申し上げるまでもありませんけれども、農業、食糧は国家の命であります。実は私は、去る三月末、衆議院より派遣されまして、一行とともにアフリカのトーゴ、ロメで開催の第七十三回列国議会同盟会議に出席をいたしました。統いて、飢饉に悩むエチオピアを訪問、それぞれの大臣と会見、日本より持参をいたしました援助物資等を手渡しして激励を申し上げると同時に、あの国からの要請も聞いてまいりました。

なお、アジスアベバよりおよそ五百キロ離れたメケレ難民キャンプを訪れまして、その惨状をこの目で確認をいたしました。安倍外務大臣の訪問したキャンプ場でありまして、我が国の国会議員としては初めての訪問でございました。乾き切った大地に生と死の境を生きる数万人の群衆、私は戦慄を覚えたところです。彼らに私たちは手を差し伸べました。すると、一度に何百人のやせた子供たちが競って握手を求めて集まってきたわけなんです。この国との友好、援助、指導の緊急かつ重要性を痛感した次第であります。

そのことは別の機会に触れることにいたしますけれども、改めて確認したことは、国家にとつて農業、食糧がいかに重要か、さらに水は大切なものである、緑の山、森林は国の命であるというところを確認した次第です。アフリカの飢饉、農業の現状を、あれは他人事であるというふうに理解してはならないと私は思う。農業を軽視いたしますときは、食糧不足はいつの日にか必ず間違いなく訪れてくるであらうと私は思うのです。日本農業を守る、日本農業をこれ以上後退させないということとは日本の国益です。

大臣、どこからいかなる圧力があるうとも、市場開放のいけにえに農産物を提供してはならない、この立場で対策本部の中でもきちっと対処してもらいたい。改めて大臣の決意を伺います。

○佐藤農務大臣 今、先生からアフリカの生々しい御報告を聞きまして、私も全く同感でございます。私も先生と同じ趣旨で、日本農業を守る立場で頑張りたいと思っておりますので、これから御理解と御後援を心からお願いいたします。

○串原委員 関連して、具体的な問題でありますけれども、タイなどが求めておりますところの骨なし鶏肉の関税引き下げにつきましては、諸種の都合から一部に急いで結論を出そうという動きがあるやに聞いておるのでありますが、このことについてどう考えていらっしゃいますか。

○後藤（康）政府委員 関税問題につきましては、四月九日の対外経済対策におきまして、本年前半中に個別品目の関税引き下げに係る決定を行うということになっております。したがって、六月末をめどにこれから検討いたすということでございます。

ただいまお話の出ました骨なし鶏肉につきましては、タイからの要請のある品目でございまして、六月の末にたまたま日・ASEANの経済閣僚会議が開かれるということにもなっておりますので、経済対策の本年前半ということも重なり合ひまして、その辺をめぐってこれから検討をやっていく、こういう段階でございまして。

○串原委員 つまり、六月末をめどにイエスかノーか結論を出す、こういうことですか。

○後藤（康）政府委員 そういうことでございまして。鶏肉をめぐる国内の需給事情等非常に厳しいものがございますので、実は昨年の年末にもいろいろ議論のあったところでございまして、六十年年度の税制改正にはこれは含めないということと年を越したわけでございますが、引き続き強い要望があるというふうなことで、これと国内の厳しい需給事情とをどういうふうに勘案をし調和をさせていくかということをこれから検討してまいらなければいけない、こういう状況にあるわけでございます。

○串原委員 慎重かつ日本農業を守るという立場で御検討願うことを強く要請申し上げておきたいと思ひます。

それでは、時間が限られておりますから、農業災害補償法改正問題について質疑をすることいたします。

法改正によりまして農家ごとの被害状況に応じた共済掛金率を設定できるようにするということですが、合併等によつて共済組合の地域が広くなつておることもございまして、具体的にこのことはどう取り扱うののございまいしょうか。例えば個々の農家ごとに考えていくのか、あるいは集落ごとにもこれを取り扱っていくのか、合併前の地域で掛金率を決めてもよいということなのか等々、設定の方式はいろいろと考えられます。この点についてまず伺いたいのであります。

○後藤（康）政府委員 危険段階別の掛金率の設定につきましては、私も固定の、画一的な指導をいたすということも考えておりませんが、地域の事情に応じたいろいろな弾力的な対応が可能な道を開きたいということで御提案申し上げておるわけでございます。

掛金率の設定の単位というふうなことにございまして法律上は特段の定めを置いてないわけですが、私ども運用上は、まず資料のとり方として、組合員等ごとの過去の一定年間の金額

被害率と申しますか、共済金額で過去の支払い共済金を割ったものでございますが、この被害率の平均を使用して危険段階を決めて区分をしていく、それから地域なり集落等ごとの過去一定年間の金額被害率の平均を使う、そしてまた組合員等ごとの過去の一定年間の共済金の支払い頻度と申しますか、裏返せば無事故年数というふうなものを手がかりにしてグループ分けをしていく、農家のグループごとまたは集落のグループごとに行うことを考えているわけでございます。必要がありますれば、旧組合の地域あるいは旧地域料率の地域ごとに危険段階別の掛金率を定めることもできるようにしたいというふうに考えております。

○串原委員　つまり、言うならばその組合の考え方によってどちらをとってもよろしい。今いろいろな方法を御説明いただきましたが、従来の方法に加えて今お答えになったようなことを加えてもよろしい、つまり組合ごとの考え方によって共済掛金率を設定することができ、組合の考え方である、こういう理解でいいわけですね。

○後藤(康)政府委員　私も一定の基準は示したいと思っております。例えば実際の被害率の格差以上に掛金率の差を非常に大きくつけるというようなことはやはり好ましくないわけでございます。また、過去の被害率なり無事故年数に依じた適切な幅で例えば刻みをつけてください、そしてまた、過去の金額被害率なり無事故年数というものを手がかりに設定するのが望ましいというふうな指導は申し上げますけれども、それを個人単位のグループでやるか集落単位でやるかあるいは地域単位でやるか、そしてこの刻み方などについてもできるだけ組合等の自主性を尊重して運用をしていきたいと思っております。

○串原委員　危険段階別の共済掛金率が設定される場合、農家ごとの国庫負担率というのは従来と変わらないのでしょうか。

○後藤(康)政府委員　共済掛金の国庫負担につきましては、危険段階ごとの基準共済掛金率に對しまして組合等に適用されます国庫負担割合、すな

わち組合等の基準共済掛金率に對する組合等に適用されます国庫負担割合を適用して行うことにしたいと思っております。したがって、個々の農家に適用する国庫負担割合は従来と変わらない、そういうふうにいいたしたいと思っております。

個別に国庫負担を変えたいということは、隣近所を見回して国庫負担率が違うというのはいいかどうかという議論もございまして、事務的に非常に煩瑣になります。それから、過去の地域料率などにつきましてもこういった扱いをしているというところもございまして、組合単位の国庫負担率で適用をいたしたいと思っております。

○串原委員　今お答えの中にもありましたが、共済掛金率の設定区分、これは組合の自主性という話もありましたけれども、農林省としてはどの程度の段階を考えていらっしゃいますか。

○後藤(康)政府委員　組合員等間の被害率の格差の程度でございまして、その組合等の中におきまます農家間あるいは地域間の不公平感などの程度かというようなこと、あるいはまた組合等の区域の広狭、共済事業の種類あるいはまた共済目的の種類等によりまして実態はさまざまでございます。また、危険段階の設定区分の数を一律に今定めるといことは私も考えておりません、できるだけ組合等が今申し上げましたような要素を十分勘案して、要は不公平感のないように、また同時に、余り細かく分けますと相互扶助の共済というところからしていかかというふうなことも出てまいるのでございまして、実態に即して定めるようにする考えでございまして。

私もそういう意味で、一概には申し上げにくいと思ひますが、個人に着目しましてグループ分けするということを考えました場合には、最小限は二段階というところでございまして、多くても五段階ぐらい、二ないし五段階ぐらいが常識的ではなからうかと一応考えておりますが、画一的な指導ということを考えているわけではないということとは重ねて申し上げたいと思ひます。

○串原委員　農林省の考え方はわかりましたが、これは大事なことだから伺っておきますけれども、仮に五段階にした場合に、新規加入者の掛金率というのはどの辺を適用することが理想とお考えですか。

○後藤(康)政府委員　この点は、私もいろいろの中でも議論したわけですが、法律上は特段の定めは置いていないわけですが、ケースとしては二つあるのではなからうかと思っております。

一つは、農家ごとにグループングをいたしまして農家ごとの平均被害率とか無事故年数で危険段階を分けるという場合については、新規加入の方の場合は特別の危険段階を設けて、組合等の基準共済掛金率、つまり組合の平均の率のところを適用する、そして共済事業の実績を見た上でしるべきグループに後ほど位置づけしていく、そういうやり方が適当ではないかと思っております。

ただ、集落等の地域単位にグループングいたしまして地域ごとの平均被害率によりまします場合は、その農家の所在します集落なり地域に適用されている危険段階の掛金率を適用いたしますことが、集落ごとの掛金率設定をしておる場合には適当ではないかというところで、集落ごとの地域ごとの設定をする場合と個人で分けてグループ分けする場合と扱いを違えた方がよろしいのではないかと考えております。

○串原委員　そこで、農業共済は相互扶助であることは論をまたないところでありますけれども、お話しした掛金率設定方式を導入した場合に、農家個々の間で微妙な対立や集落組織の分断というところにならないのかどうか、お考えを伺います。

○後藤(康)政府委員　私も、この制度を御提案申し上げます場合にいろいろ中で検討いたしましたし、先ほど来申し上げているような考え方、運営してまいりたいと思っておりますので、そのような御心配はないと考えております。もう一度申し上げますと、この方式を導入するか否か、あるいはまた危険段階の数を幾らにするか、

それから、どの程度掛金率に刻みをつけるかということ等々、一定の基準なり枠の中で組合員等の意思を十分に反映した形で組合等に自主的に決めていただくということで、私どもの方から強制的な実施なり画一的な実施は考えていないという点がまず第一でございます。

それから第二には、危険段階の区分も、農家のグループごとではなくて、集落のグループごとあるいは地域ごとということでもやれるとなつておりますので、同一集落の中では全農家が同じ掛金率になるような危険段階の設定の仕方ということもできるといたしておりますし、また、こういう危険段階別の掛金率を設定するに当たりましては都道府県知事の認可にかかわらしめるということ、地域の実態をよく御存じの知事の認可の過程で行き過ぎなども起きないように適切な指導もしていただくというふうな仕組みも取り込んでおりますので、そのような御心配はないと思ひますし、また、ただいま御質問の中にありましたような御心配が実際のものにならないように私どもも気を付けてまいりたいと思っております。

○串原委員　無事戻し方式の方が農家に歓迎されるのではないか、こういう意見も強くなるわけでございますが、今回の法改正に当たってこの点についても検討されたと思うが、その辺の経緯、考え方を示し願ひたい。

○後藤(康)政府委員　危険段階別の料率の設定というのは、過去の被害率の実績に依りまして掛金率について差をつけるというところでございまして、無事戻しと申しますのは共済事業の運営の結果生じた剰余金、これはいわば過去の実際に保険を設計いたしました場合に足りました被害率に比べて実際に生じた被害が少なかったというところによって生じた剰余金を、いわば掛け捨てというふうなことに對します不満に對するために、事故の少なかつた、あるいは掛金を納めてごくわずかな組合からの給付しかもらわなかつたというふうな農家にお払いをするということでございます。掛金の問題と自後の剰余の処分とし

ての無事戻しというのは一応仕組みとしては別のものと考へております。そういう意味で、無事戻しにつきましては、今度危険段階別の料率設定の道を開くために無事戻しの仕組みそのものを変えたいというように今私ども考へておられるわけではございません。両々相まってよろしいのではないかと考へております。

○串原委員 そういたしますと、この制度への移行が可能なる組合は今のところどの程度あるのか、その辺御答弁を願いたいし、制度改正に沿ってこの制度を実施しようとする組合に対して農林水産省はどのような指導をする考へでございませうか。

○後藤(康)政府委員 危険段階別の掛金設定の道を開いた場合にどの程度の組合等で導入されるかということは、私ども、県ごとにあるいは組合ごとに希望をとるといふような作業をやっておりますので数字として把握はいたしておりませんけれども、組合の合併によりましてかなり広域化したしました組合が出ておりますし、そういう中で事務の機械化も進んでこういった段階別の掛金率の導入のための事務体制も整つてきているというようないこともございまして、また、農業事情の変化の著しい地域で気象条件が悪いと農家間の収量の差が目立ってきているというようない地域もございしますので、そういうところを中心に導入されるであらうと思つております。

また、地域料率とか果樹共済の無事故割引というようないものもこの仕組みに導入いたすことになつておりますが、地域料率を設定している組合というのはいくつか、半分近くの数に上つておりますし、それから果樹共済で無事故割引の制度も六割ぐらい導入しておりますので、こういふものは今度のこの危険段階別の掛金設定方式の中に包摂されていく、その上に新規のものが先ほど申しましたような地域でどの程度上乗せになつてくるかということではなからうかと思つております。

それからまた、指導につきましては、先ほど申し上げましたように一つの基準なり考へ方をお示し

しはいたしますが、画一的な指導はいたさないつもりにいたしております。

○串原委員 では次に、農作物共済の国庫負担について伺いますが、現行制度では水稲平均五九%を改正後は五四%、つまり五%減らして、また、陸稲平均七〇%を六〇%に、つまり一〇%減らす、それから、麦平均六八%を六〇%に減額するといふのでありますが、これによつて農家負担は相当額ふえることになるだらうと思ふ。どの程度ふえることになるのか、作物別に示してもらいたい。

○後藤(康)政府委員 共済掛金の国庫負担の改正に伴います農家負担の増加額は、米麦合わせまして約五十七億圓といふふうに見込んでおります。その内訳は、水稲が四十二億圓、陸稲が約一億圓、麦が約十四億圓といふ内訳でございまして、

なお、料率の改定が水稲、陸稲につきましては六十年度に、それから麦につきましては六十一年度に行われるわけにございまして、全体としては掛金が低下をいたしますので、今回の料率改定によりまして水稲では十八億圓の減、麦では五億圓の減が見込まれますので、掛金率の改定を勘案をいたしますと、農家負担のいわばネットの増は水稲で二十四億圓、陸稲で約一億圓、麦で約九億圓と、合せて差し引き約三十四億圓の農家負担増になるという見込みを試算をいたしておるところでございまして、

○串原委員 そういたしますと、これは極論かもしれませんが、極論かもしれませんが、農林予算を五十七億圓減額をする、結論は農家負担三十億圓増加ということになるわけにございしますが、つまり農林予算五十七億圓捻出のためにこの国庫負担の削減をやつた、こういうことですか。

○後藤(康)政府委員 この掛金の国庫負担の問題につきましてはいろいろ議論、検討を行つたわけにございまして、もちろん現在の厳しい財政状況、その中で共済掛金の国庫負担金額につきましては共済金額そのものが上昇するに伴ひまして当

然増的に増加をしていくということで、近年の厳しい財政状況の中で農林水産省の各種の施策をその一定の財源の中で実施別にどう割り振つていくかといふようなことについての議論があつたといふことは、これは事実でございまして、それと全く関係がないと申せばこれはうそになると思ひます。

しかし、同時にこの掛金国庫負担につきましては、適地適産の推進という農業政策との整合性といふ点から見てもいかにかという議論も一つあつたわけにございまして、かつてのように、米の需給が非常に逼迫を起している、そういう中で、限界地でもぜひ米の生産をいろいろな形でこ入れをしていかなければいけないといふような時代に比べますと、現在は五十七万ヘクタールもの生産の調整を行い、そして適地適産を進めている。適地適産と申します場合に、掛金の国庫負担が高いところの高掛金率地域、これは被害を頻度なり深さにおいてかなり多く受けている地域でございまして、

が、そういうところが果たして適地かどうか、少なくともそういう適地適産の観点からすれば、超過累進負担といふことではなくて、共済制度の国庫負担としては一律に、例えば五〇から五〇といふことで国庫負担をするのが、適地適産の推進といふ点からいって、共済制度が中立性を保つたためにはその方が適當ではないかといふような議論があつたわけにございまして、

これにつきましては、私ども、農業災害発生の特長性といふこともございまして、適地適産といふ場合に被害の率だけといふことではない、かどるか、米の品質の問題もありあるいはまた米の生産コストといふようなことも考へなければいけないといふようなことから、超過累進制は何とか守りたいといふことで対応をしてまいりました。ただ、他の各種の公的な保険とか共済の制度、これは三十数%から四十数%、一番高いものでも五〇%が大体限度でございまして、そういう他の公的な保険制度と比較して農業災害補償制度の場合は国庫負担水準が非常に高いといふこともございまして、

で、最終結論として、御提案申し上げておりますように、超過累進制を残すけれどもその最高の率を一〇%圧縮をするという結論に落ちついたわけにございまして、

○串原委員 今、局長から経緯をお話しがあり、考へ方を述べられたわけにありますが、ここでその議論を深くしようと思ひませんが、しかし、私はどう判断しても、いろいろな考へ方はあるであらうけれども、結局のところ財政主導型、財政軽減、これが主導になつてこの国庫負担軽減になつていった、こう考へざるを得ないわけにございまして、

そこで、従来超過累進制の区分は一%刻みであつたものを今回二%刻みにいたしました。この農林省の方針は逆ではないかとすら私は思つておられるわけにございまして、これは改悪であるといふ意見もございまして、超過累進制の区分の圧縮も、結局のところ国庫負担の縮減といふことがねらいなのではないか、どうしてこういうことにしたのか、その理由を教えてください。

○後藤(康)政府委員 刻みのつけ方につきましては、従来の制度といふものを下敷きにいたしましたので、その段階の刻みを平均的に割つていくという考へ方で、これはある程度地域間の公平といふことも考へまして設定をいたしましたわけにございまして、

財政主導ではないかといふことでございまして、先ほど申し上げたことの繰返しになりますけれども、今日の厳しい財政状況と全く無縁に検討し結論を出したと言えらうになると思ひますけれども、私どももそういうことだけではなく、農業災害補償制度を農林水産省の各種の施策の中で適切に位置づけ、そしてまた、これを着実に発展をさせていくという基本を踏まえて超過累進制を残すといふことで対応をいたしましたつもりでございまして、半面におきまして、今回御提案を申し上げておりますような肉牛の生産共済でございまして、各各種の改善によりまして、改善充実の面で約十億圓程度の新しい財政負担を要する改善

もあわせて決定を財政当局との間で行いまして、実施を予定されているわけでございます。何が何でもとにかく財政負担を減らすという観点のみに立った検討なり結論を出したということではないというところにつきまして御理解を賜りたいと思うわけでございます。

○串原委員 私ここで大臣に考え方を伺いたいわけですが、今局長から御答弁がありました。この経緯についての状況、お話がありました。しかし、今局長さんは十億円ほどの新しい事業をやりますというような説明があった、これは当然のことでしょう。いいことはやらなければいかぬ、当然のことでしょう。したがって、大臣に基本的な考え方として伺いたいわけでありまして、どうも聞いていて、わずかという表現はどうかと思うけれども、私に言わせるならば五十七億円の財政負担軽減のためにこの方法をとった、こういうことが関係者から不評を買って、ひいてはこの共済制度の改正が、農作物共済だけではなく農業共済制度全体に及ぼす好ましくない影響、農民の信頼感の喪失ということにならないのかどうか、大臣はどうお考えですか。

○佐藤農務大臣 お答えいたします。

先ほど局長の言ったとおりでございます。率直に言いますと、財政の厳しさが影響を与えないかどうかというとなかなか難しいものだと思いますが、農作物共済の共済掛金の国庫負担は、先生御存じのことでございますが、超過累進方式をとっておる、そんなことがございまして、今度の国庫負担の合理化というのは、適地適産の推進等最近における農業事情を考慮し、また財政負担の効率化を図りつつ、制度の健全な運営を確保する見地から、国庫負担の上限をそれぞれ一〇％引き下げる等の措置を講ずることとしたわけでございます。

そんなことでございまして、今回の改正によりましては農家負担掛金がその分だけ上昇することは事実でございますが、掛金国庫負担については超過累進制という考え方を維持しているところで

あり、本制度の揺るぎない運営を確保できる、こんなように実は考えているわけでございます。

○串原委員 時間の関係もありますから次に進みますが、家畜共済についてであります。

肉牛の子牛共済の新設につきまして私は評価申し上げたいと思っておりますけれども、乳牛の子牛制度というのは必要ないのかどうか、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○後藤(康)政府委員 乳牛の子牛につきましては、子牛の事故に際して農家のこうむります損害の程度も、搾乳収入が得られることもありまして肉牛の場合ほど決定的でないということなどから、乳牛の子牛に係る事故につきましては、従来保険需要も比較的小なかつたということがございまして、今回の制度検討の対象とはいたしておりません。

例えば、畜産物生産費の調査を農林水産省で行っておりますが、これで繁殖雌牛の経営と搾乳牛の経営で一頭当たりの粗収益を見ますと、繁殖雌牛の場合は一頭当たりの粗収益が三十一万円で、そのうち子牛の収入が二十六万円。搾乳牛の場合は一頭当たりの粗収益が六十二万四千円で、子牛の収入は三万七千円、牛乳の収入が五十六万四千円ということでございます。この辺が、やはり要望の強さということが、和牛の場合、肉用牛の場合と違っておるというふうに私も認識をしております。

また、乳牛の子牛につきまして共済を制度化するということを考えました場合に、乳牛の子牛の場合、出生後間もなく出荷をされるものとか、そのまゝ一定期間哺育育成されるもの、いろいろ飼養形態が区々でございまして、これを反映しまして被害率の格差も非常に大きいというようなことから、肉牛の子牛の場合と実態がかなり違っておりまして、制度として仕組みます難しさもまたいろいろあるということでございます。今後におきまして、この乳牛の子牛共済の制度化の是非につきましては、やはり農家の保険需要なり被害の実態等を見きわめながら判断をする必要があ

るといふふうに考えております。

○串原委員 家畜共済の国庫負担率は、乳牛、肉牛は五〇％、豚は四〇％になっております。どうして豚だけ四〇％なのか。この国庫負担率の改正の経過も若干あったようでありまして、この経過を含めてこの際お答えを願います。

○後藤(康)政府委員 家畜共済の掛金国庫負担につきましては、制度発足以来いろいろ改善が重ねられていくわけですが、牛馬につきましては、当初、死亡、廃用のみを掛金国庫負担の対象としておりましたけれども、その後、疾病、傷害に係る掛金につきましても国庫負担の対象にするということにいたしました。掛金の国庫負担割合につきましても五十一年には現行の二分の一になったということでございますが、豚につきましては、種豚が四十六年から、肉豚が五十一年から掛金国庫負担の対象になりました。掛金国庫負担割合につきましても、種豚につきましては五十一年から、肉豚につきましては五十五年、三分の一から五分の二というところで改善をしましてきていたということでございます。

豚につきましては、大家畜に比べて国庫負担が少なくてスタートしたという経緯が一つ背景にございまして、どういう算定基礎で国庫負担割合を四割にしたのか、それよりも上でもなく下でもないというふうな算出根拠を示せということをもしお尋ねでございます。正直申し上げてなかなかお答えに窮する面もあるわけでございますけれども、保険需要の強さなり、そしてまた個体としての資産価値といった点での違いがあるというふうなこともございまして、過去の経過から、五年ほど前に現在のように四割に引き上げたというところで今日に至っているという経緯でございます。

○串原委員 今経過等についても御説明をいただきましたが、確かに豚の共済制度のスタートができていたことも私も承知をいたしております。と同時に、牛も大切な家畜であります。豚も大衆肉として非常に重要な役割を果たしていること

は御承知のとおりです。庶民は豚肉の消費が最も多い、こう私は思っています。

その立場で申し上げますならば、今日家畜共済という立場で考える場合に、その養豚だけを共済制度で一〇％の格差を国庫負担の場合いつまでもつけておる、これはいかがかというふうに私は思っております。直ちに乳牛、肉牛と同じように国庫負担率を五〇％にすべきだ、私はそう思う。法改正の機会でもありますから、今回の法改正の際になぜこの点を加えなかったのか。いいチャンスじゃなかったのじゃないですか。

先ほど申し上げましたように、片方では国庫負担を減らす。減らすことには熱心だけれども、こういう国庫負担率を牛と同じように並べていくという善政ですね、いい方向についてはちよつと目をつぶるという方向、まことに承知できない。どうなんですか。

○後藤(康)政府委員 この豚の掛金国庫負担の割合につきましては、先ほど申し上げましたように、肉豚につきまして五十五年に引き上げが行われて四〇％になっているというところでございまして、確かにこの割合をさらに引き上げて五割にしてほしいという要望があるということは私も承知をいたしておりますけれども、今度の制度の見直し、改正におきましては、やはり他の改善要望事項との優先度というふうなこともいろいろ検討いたしまして、厳しい財政事情のもとでのいろいろな検討をいたしました結果、見送りということにならざるを得なかったというところでございます。

○串原委員 農林大臣、それでは大臣からひとつお答えを願います。

今、局長から話がありました。今度の法改正の中で、優先度等も考え、それから財政的な面もこれあり、豚の国庫負担率をというところまでいかなかった、こういう話であります。その経過を踏まえて大臣に改めて伺うわけでありまして、私も、これはよろしくない、牛と豚の差をいつまでも設けておくことはよくない。極論をする

ならば、共済制度の充実ということよりも、今回の法改正がやはり財政の立場から改正重点になつていった、こう言われても言いわけはできないと受け取れるわけですね。したがって、今回の法改正で間に合わなかったわけですから、今回はうまくいかなかったという局長の答弁に異議を述べよう、できるだけ早くこれは牛と横並び国庫負担率に改正すべきだ。ひとつ大臣の所信を伺っておきたい。

○佐藤国務大臣 先生にお答えいたしますが、実は局長が正直な話を先生にしておるわけでございます。というのは、先ほど、厳しい財政事情のもとでは、困難が大きく、また他の改善要望事項との優先度についても種々検討した結果見送らざるを得なかった次第であります、こう言っているのはそのとおりでございます、したがって、この問題につきましては将来の検討課題として承らせていただきますと思っております。

○串原委員 いや、検討課題としてはやるべきです。これは当然のことです、大臣。将来の検討といつたって、五年も将来、十年も将来、これはできるだけ早くやるべきである。可及的速やかにやるべきである。これは二年も三年も向こうへはつてはいけな、こう思う。どうですか、大臣。

○佐藤国務大臣 お答えします。

御趣旨を体して将来の検討課題にいたしたい、こう思っておりますので、よろしく願ひいたします。

○串原委員 それでは、少なくとも一年ほどの間に結論を出していくという方向で汗を出してもらいたい。強く要請をしておきたいと思ひます。

それでは次に、水稲共済の当然加入基準の引き上げについて伺います。

米は日本農業の基幹作物であり国民の主食でありますことから、一定規模以上の水稲耕作者は当然加入となつておりまして、具体的には都道府県知事が定めることになっておるのでありますが、今回、十アールから三十アールになつておりますものを二十アールから四十アールに引き上げると

いうことになりました。二十アール以下に該当する面積、農家戸数はどのくらいあるわけですか。

○後藤(農)政府委員 昭和五十九年度の水稲の都道府県別の北海道は基準が別でございます、そので、都府県につきまして引き受けの実態を見てみますと、引受面積が二十アール未満である農家戸数といふのは七十八万八千戸、全引受戸数の二二%でございます。引受面積では九万四千ヘクタール、引受面積全体の約五%ということになっております。

ただ、これらの農家のうち約九割は現在既に任意加入として加入をしている農家でございまして、今回の当然加入基準の引き上げによりまして、すなわち二十アールに引き上げることによりまして新たに任意加入になるのは、戸数では六万三千戸、全引受戸数の一・九%、引受面積で申しますと一万一千ヘクタール、引受面積全体の〇・六%といふふうに見込まれるわけでございします。

○串原委員 二十アール以下を任意加入にしようとしたその理由は何か。

○後藤(農)政府委員 これは、近年の兼業化の進展等農業事情の変化の中におきまして、農業収入に依存するところが少なく、また自家消費米の生産が主体であるといふふうに見られます。二十アール未満程度の規模の農家につきましては、生産性の高い農業経営を育成するという農政の基本方向にもかんがみまして、こうした農家については、生産性も上がるといふふうな政策上の意義は乏しくなつていふといふふうな考えられます。ことさらに、当然加入基準の緩和を図ることにはいたしたものでございします。

○串原委員 この任意加入となつた場合に私どもも心配することは、恐らく二十アール以下の耕作者は加入しないのじゃないかと思うのです。その場合に、規模の小さな農家の多い山村地帯の農業共済組合は共済制度の存立にかかわるといふことも憂慮しなければならぬ、この辺はどう考えておりますか。

○後藤(農)政府委員 当然加入基準の引き上げに伴いまして、当然加入から任意加入に制度として

移行をした農家が加入しなくなるのではないかと、いうことでございしますが、過去に十ないし三十アールという政令の規定のもとで、例えば十アールから十五アールにある組合の当然加入基準が引き上げられたという場合に、任意加入として残つた農家がどのくらいあつたか、そしてまた脱落した農家がどれだけあつたかといふようなことにつきましては、全体的な統計をとっているわけではございませんけれども、ごくわずかの減少にとどまつた例から、大きいところでございしますと一〇ないし一五%程度脱落したという例、いろいろございしますけれども、大部分はやはり任意加入農家として残られるということが今までの大体的結果ではなかつたかと私も思っております。

加入基準の引き上げによりまして任意加入となる農家が相当数増加すると、作付規模の小さい農家が多いといふ地域におきましては、まず組合等の加入推進努力が必要であると考えております。これだけの国庫負担もやつておるわけでございしますので、必ず加入をしていただいた方が農家のためには役に立つ制度の仕組みになつていふといふふうに私も考えておりますし、そういう努力を組合等にもお願いをしたいと思います。懸念されるような地域につきましては、これは当然加入基準の引き上げのあるなしにかかわらず、やはり組織基盤がいろいろな意味で弱いといふようなところが多いと思ひますので、そういうところにおきましては組織整備等を強力に推進をして、事業基盤の整備強化を図るというところを通じて共済事業の円滑かつ効果的な運営を図ることにいたしたいと考えているわけでございします。

○串原委員 これは大臣からお答え願ひたい。今回の改正の中でも当然加入農家と任意加入農家との共済掛金の国庫負担に差は設けないといふことではあります、これは将来とも差をつけてはいけな、私は思ひます。どうですか、大臣。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。

今回の当然加入基準の引き上げの趣旨は、先生

御存じのことではございますが、農業収入に依存するところが少なく、また自家消費米の生産が主体であると見られる二十アール未満程度の規模の農家について当然加入基準の緩和を図つたものでございします。

そんなことで、当然加入農家と任意加入農家とで共済掛金国庫負担に差をつけることについては、農家の相互扶助に立脚する農業災害補償制度になじまないこと、また、加入農家戸数の大幅な減少により危険分散や集落組織を基礎とする共済事業の運営が困難となるおそれがあること等、種々問題が多いので、現在のところ差をつける考えはございません。

○串原委員 時間が来ましたので、果樹問題について三点伺いますからお答えください。

果樹共済でありますけれども、今回の特定危険方式の補償水準の引き上げは共済金額の引き上げとなるのでございしますけれども、その結果、掛金額の増額をもたらすものと考えます。どの程度ふえることになるのでございしますか。これが一点。

第二点は、今、果樹共済の加入率はとても低いわけですね。とりわけリンゴ、ナシなどの加入率は低い。今回の補償水準の引き上げで果樹農家の加入促進をどの程度図ることができるとお考えですか。

第三点は、リンゴ、ナシ等の果樹は、永年作物であることは当然でありますけれども、それだけに果樹専業農家は共済にはできるだけ全加入が望ましいと私は思ひます。そのための今後の施策、加入促進を図つてまいりますための今後の方針について伺ひたいのでございします。

○後藤(農)政府委員 三点お尋ねがございします。

一つは、補償水準の上限の引き上げによりまして掛金負担が上昇するのではないかと、最高のごいしますが、今回の改正に伴いまして、最高の付保割合を選択いたしました農家については、共済掛金率を一定いたしました場合には掛金が増

加することになるのは当然でございます、その増加率は七分の一程度、一四〇程度でございます。ただ、今回付保割合を引き上げますのは、掛金率かなり低い特定危険方式に限定をいたしております。例えばリンゴを例にとりますと、全相殺方式で、今、共済掛金率が六・八％でございます、半相殺の減額総合方式で六・八四四％でございます。特定危険方式は二・四二四％ということで、もとの掛金率かなり低い特定危険方式に限定をいたしておりますので、増加額もそれほど大きいものにはならないと考えております。

また、これは付保限度を引き上げても、農家の選択の幅を広げるということでございます、付保割合の引き上げを農家に強制することではございません。したがって、農家負担掛金についても農家の意思に反して引き上げることにはならないわけでございます。掛金率を見ながら選択をしていただくことになるわけでございます。

それから、加入促進効果ということでございますが、確かに現在、加入率が低迷しておるわけでございますが、今回の共済責任期間の短縮でございますとかあるいはまた危険段階別の掛金の設定方式というようなことも含めました果樹関係につきましても改正によりまして、専業の果樹農家を中心にしましてかなりの程度の加入促進効果はあるのではないかと考えております。現在二〇％台でございますので、一挙にこれが飛躍的に高まるのはなかなか難しいと思いますが、私も一方で、第三番目のお尋ねにございました加入促進につきましてもいろいろ努力をいたしております。そういった努力とあわせまして、お話しのように果樹農家が災害補償制度のものでできるだけ安定した経営が営めるように努力をしてみたいと思っております。

○串原委員 時間が参りましたから、これで終わります。

○今井委員長 次に、細谷昭雄君。

○細谷(昭)委員 私は、主として水稲共済の部面について当局のお考えをお伺いしたいと思っております。

ります。

第一に、水稲共済の料率改定についてでございますが、水稲の料率改定によって大変私たちが心配しておりますのは、特に北海道、東北の場合、去年まで四年連続の冷害による不作が続いたわけでございます。農家負担であります掛金が当然上昇するのではないかと懸念しておりますが、どの程度アップするかをまずお伺いしたいと思います。

○後藤(康)政府委員 農作物共済の料率につきましては、組合等ごとの過去二十年間の被害実績によりまして三年ごとに計算をするというルールになっております。最近年に被害の多発いたしました地帯、特に五十六年から五十八年産の水稲についての被害が甚大で多額の共済金が支払われました北海道それから東北の一部の県、特に青森、岩手、宮城でございますが、そういうところにおきましては被害実績が料率算定の基礎に今年新しく入ってまいりますので、改定料率が旧料率に比べて上昇いたしますことになるわけでございます。十アール当たりで申しますと、北海道の場合、旧料率三千三百五十円が改定料率では三千八百六十円という数字になっておりますし、岩手県を例にとりますと、十アール当たりで二千十円が二千四百五十円という数字の変化になるわけでございます。

農業災害補償制度が、農業者がこうむります経済上の損失を合理的に補てんをするということである保険の手法をとっております以上は、被害実績が料率改定の際に算入されて農家負担掛金が上昇する組合等が出ましても、これは保険の手法をとっております以上はやむを得ないものと考えておるわけでございます。

例えば北海道を例にとりますと、一戸当たりで見ますと旧料率が十一万二千円ほどでございますが、改定料率で十二万九千円というように増加をいたしますけれども、過去、昭和五十六年産から五十八年産の平均で申しますと、被害農家一戸当たりの三年平均の共済金の支払い額は六十九万五千円程度になっているわけでございまして、

て、掛金負担が増加いたしますことにつきまして農家の方々にはそれだけの負担をお願いするわけでございますが、過去のそういった共済金支払いの実績ということもございまして御理解をお願いしたいと思っております。

○細谷(昭)委員 今、局長からお話がありましたとおり、特に北海道なんかは甚大な被害を受けたわけであります。したがって、改定料率は旧料率から大体一五・二％の増、そして制度改正後は二・五％も上がるということになるわけであります。同様に、青森、岩手、宮城、これがいずれも一〇％から一八・四％というふうに改定後の料率が上がるということになるわけでありますので、非常に農家負担がふえるのではないかと心配をしております。

そこでお尋ねするのですが、過去の歴史からしましてもなかったという連続四年間という冷害でございまして、したがって、このような異常中の異常気象というものを平年度化することに対しては、やはり農業共済、こういう農業災害という点からしましても大変論理的にも矛盾があるのじゃないか。そして現実的にはこのように料率が二〇％以上高くなる、それを平年度化するということがになりますから、これは私はどうしても問題があると考えているのですが、そこら辺の考え方、そして対策、こういったものをお伺いしたいと思います。

○後藤(康)政府委員 これは、農業災害補償制度が農業者がこうむります不慮の事故を保険の手法で補てんしようというものでございまして、保険の理論からいたしますれば、過去の組合等ごとの被害率を反映いたしまして組合等ごとの掛金率を算定せざるを得ないわけでございます。したがって、保険設計の基礎になっております被害率の算定対象年次から特定の年次の災害を除外して料率を算定するということはできないわけでございます。

もし災害の年のそういう被害率を除くというようにすることになりますと、それでは今度は算定基礎

のところから豊作の年も除くべきだというふうな議論にも相なっておりますし、今回は新しく五十六、七、八の三年間の実績が入ってまいりますのでございまして、次の改定期期には今度は五十九年産の大豊作の影響も入ってくる。いずれにしましても、過去二十年間というかなり長期の平均的な被害率というのをとるんだということでございます。そのときどきの直近年に新しく入ってまいります年の豊凶ということに拘束してそれを除く、除かないということをお話するので、二十年間の長期の平均をとる、それによって保険を設計するということにならざるを得ないわけでございます。

○細谷(昭)委員 私は、今局長のそういう豊作の場合もあるんだという考え方はある程度理解できるわけでございます。ただ、火災共済なんかと違う点は、どうしてもこれは自然災害だという点でございます。火災の頻発する地域、これはあくまでも人災が多いわけでありまして、その個人、その地域が消防体制なり何なりという点でこれは十分注意する、その人為的に注意するということないしは予防ということで大分いいわけですから、冷害というものはなかなかそういうふうな割り切り方で済まぬのじゃないか。もちろん豊作もあるんだから平年度化するということなんです。二十年間という大変長期にわたるところのこれは問題でございますので、その点、緩和措置というのを当然考えていいたくないかというふうには私は考えるわけであります。

その点で、御答弁を申し上げます。大変に負担が高くなる、しかもそれは自分たちの最大の防衛をしてもなおかつ災害を受けるという問題でありますので、この点、今後の料率改定をする場合には十分考慮をさせていただきたい、こういうふうには要望しておきたいと思っております。

第二の点は、共済掛金の国庫負担方式の合理化の問題でございます。今回の措置によって、具体的に農家の負担の掛金というのはどの程度負担増になるのか、この点をお伺いしたいと思いま

す。

○後藤(康)政府委員 農作物共済の掛金国庫負担の改正に伴います農家負担の増加額は、水稲についてのお尋ねということのごさいますので水稲について申し上げます、約四十二億円というふうに見込まれるわけでございます。料率の改定が水稲につきまして六十年度に行われるわけでございますが、この料率の改定で全体としては掛金率が低下いたしますことから、全体としては十八億円の農家負担の減が見込まれますので、六十年度に掛金率の改定が行われるということも勘案をいたしますと、差し引きでは農家負担増は二十四億円ということになるわけでございます。

これを水稲につきまして農家一戸当たり全国平均として試算してみますと、料率改定で五百三十円の低下になりますが、制度改正によりまして千二百五十円増加をするということになります。十アール当たりの水稲の全国平均では料率改定で九十円の低下になりますが、制度改正によって二百円ほど増加をするということになるというふうに見ております。

○細谷(昭)委員 この国庫負担金の合理化というものは一体どういう背景で出てきたのか、これをひとつお伺いしたいと思うのですが、どうも共済組合そのものの財政が云々ということよりも、全体としてはいわゆる財政当局なりというふうな面からの要求が具体的にあつたというふうな聞いておるわけでありまして、この農業共済に対する財政当局の要求というものは一体どういうものであつたのか、そしてその対応というものを多少具体的に説明願えないかというふうに思うわけであり

ます。

○後藤(康)政府委員 予算編成でございますとかいろいろな制度改正の行政内部の検討なり折衝の経緯をどこまでお話し申し上げるべきかという問題はあろうかと思ひますけれども、いろいろ新聞などにも出ておりますので、お尋ねでございますから申し上げてみたいと思ひます。

もちろん、財政当局あるいはまた一般的に臨時

行政調査会の答申の中でも高率補助の見直しというふうなことが言われているわけでございますが、共済掛金の国庫負担率につきましては、そういった一般的な問題のほかに、共済制度のあり方というふうな点から見まして、適地適産という観点からいたしますと、被害率の高い地域により手厚く国庫負担する方式という問題は、超過累進ではなくて一律の国庫負担にすべきではないか、また、各種の公的な保険制度の国庫負担割合に比べて農作物共済の国庫負担割合というものは飛び抜けて高い負担水準になっているのは問題ではないか、また、確かに災害対策としての公的救済の側面は持っているけれども、農業用施設でございますとかいろいろな公共土木的な災害復旧の場合の国庫負担と違ひまして、個人の掛金率に対して五〇%以上の補助を続けているのは、他のいろいろな制度と比較してもバランスを失するのではないかとというふうなことで、五〇%程度の超過累進制をなくした一律の国庫負担という考え方に改めるべきではないかというふうな議論があつたわけでございます。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕

しかしながら、私も農林水産省といたしましては、米麦は農業経営の何と申しましても基幹でございます、米麦は国民の基本的な食糧である、そしてまた、農業災害発生の際のいろいろな特殊性というふうなことも十分考慮に入れてこの災害対策の基本であります農業災害補償制度は考えていかなければいけない、そういう見地に立ちまして、超過累進制という考え方はあくまでも維持する、その中で国庫負担割合につきまして超過累進の最高の国庫負担割合を一律に一〇%引き下げるということで最終的な結論を得たというのが経過でございます。

○細谷(昭)委員 財政当局は、この共済掛金の国庫負担割合の改定というものを少なくとも一律五〇%というところの要求をしてきた。現在平均五九

%、この法律が通つたと仮定すると結局五四%というところになりますので、財政当局の五〇%に対して農林当局は五四%のところまで押し返した、こういうことでありますので、これは大変努力をしたということが多とするわけでありまして、しかし問題は、共済組合の独自の理由からこのように国庫負担を減らしたのではなくて、全体としての国家財政という見地から減らされた、そこを私たちは非常に残念に思うわけでありまして、米麦といたしては国民食糧の基幹産業であるという観点から主張してここまで押し返した、こういうことでありますので、今言いましたように、予算要求の過程ないしは査定過程で大変な努力をしたということは、当局の労を多と評価いたします。

しかし残念ながら、共済制度そのもののあり方ないしは共済制度の対象になっております米麦を初め、果樹でも畜産でも、ないしは養蚕にしても、極めて大事な人間の基本的な生活を支える基幹産業であるという観点、これはあくまでも堅持していかなければならない。今回の改正がそういうふうな国家財政の赤字という点のばつちりを受けたという点で、私は極めて遺憾であるということとをまず申し上げておきたいというふう

に思うわけでありまして、今後このような国家財政のしわ寄せが一律にこういう形で来るといふことには、我々はどうしても納得ができません。当局がいよいよしつかりと腰を据えてこういう問題について財政当局に立ち向かうことを希望したいと思ひわけでありまして、

第三に、水稲共済の当然加入基準の引き上げについてであります、先ほど申原委員からもちょっと触れられておりました。私は、水稲部門という観点でさらに若干突っ込んでこの問題をお尋ねしたいと思ひわけでありまして、

まず第一に、今回当然加入基準を引き上げた理由は、これも財政当局の強い要求なのかどうか、共済自体の必要から引き上げたのか、この点をお伺いしたいと思ひわけです。

○後藤(康)政府委員 当然加入基準を引き上げても任意加入の道は開かれておるわけでございます、当然加入農家も任意加入農家も掛金の国庫負担割合に差をつけるということはいいたしておりませんので、これは直接に財政負担に影響してくるというものではないというふうに私も考えております。今度引き上げることになったのは、生産性の高い農業経営を育成するという農政の基本方向にかんがみまして、農業収入に依存するところ少なく、また、自家消費米の生産が主体であるような小規模農家についてまでも当然加入の対象とする政策上の意義は乏しくなつてきているという考え方に基いて行つたものでございまして、この当然加入制につきましては、昭和二十二年に農業共済が発足をいたしました以来、発足当初はおよそ組合員資格を持っていた者はこの農作物共済につきまして当然加入というところから、漸次この規制を緩和をしてきた、その延長上に立つ考え方でございまして、そういう趣旨の制度改正であるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○細谷(昭)委員 これはやっぱり問題がありますね。まず第一に、財政に關係がないと言ふのですが、私は大いにあると思ふのです。例えば首都圏とか京阪神ないしは瀬戸内海の沿岸、山間部、こういうところでは非常に小規模農家が多いわけでありまして、統計を見ましても、十アールを当然加入にしておる都道府県はございせん。十五アールが十八都府県、二十アールが三十七、二十五アールが十五、こういうふうな、大体二十アールというものが当然加入が多いという実情であります。しかし、十五アールを当然加入にしておるものが十八都府県ということもあるわけでありまして、私は、当然加入をしておりますとそれだけ国庫負担がふえるわけですから、その点はしたがって全然国の財政と關係ないということは言えないのじゃないかというふうに思うわけでありまして、もう一つは、当然加入を減らすというところは、あくまでもやはり財政的な負担を軽くするという面

が強くなっておるのではないか。今局長が言われましたように、当然加入は最初は十アールも多かったわけですが、だんだん引き上げられて現在に至っているわけですが、これは財政当局の意向もあるし、そしてまた、農業政策というものを、中核農家の形成というふうな指導をされていくという中で今言ったように指導をされてだんだんに少なくなったのではないか、こういうふうに思うのです。したがって、農政当局の農政の重点が中核農家に移ったということもありますが、今回の引き上げは、さらに財政当局の意向ということもかなりあったのではないかと、私はこういうふうに思うのですが、どうですか。

○後藤(康)政府委員 当然加入基準を引き上げまして任意加入になった農家につきまして国庫負担割合に差をつけるということになりますれば、それはまさに財政的な立場から申しますと大変節約になるというところに相なるかと思いますが、制度としてはこの当然加入基準は引き上げますけれども国庫負担の割合には差をつけないということでございますから、あとそれは、そういう水稲につきまして、全国平均で国庫が掛金の五四％というふうな負担をしているような制度の受益をしたくないという農家がおられます場合に、要するに、したくないけれども受益しろということでは強制的に入れるかどうか、端的に言えばそういう問題であらうかというふうに思っております。

また、従来この当然加入基準を引き上げました組合等の実績を見ても、確かに十数％減ったというところもございまして、今までの当然加入農家で今度当然加入基準未満になった農家がほとんどそのまま任意加入しているところも非常に多いわけでございます。加入促進のためのいろいろな努力をしていただくことによりまして、組合等の組織基盤がそれで弱くなるというふうなことになるような御努力もやはり組合等でもやっていたら、これによって直接大きな共済事業の運営の支障ということも出てくるのではないというふうに私も考えています。

るわけでございます。

○細谷(昭)委員 この改定は、例えばこの基準の引き上げについては今後も見直すつもりがあまりありませんか。

○後藤(康)政府委員 私ども、当然加入基準につきましては、今までの制度のもとにおきまして、十アールというふうなところの組合につきましては引き上げるようにという指導はいたしてまいっておりますけれども、今回この制度の見直しを機会に、政令上も二十ないし四十ということ、制度の上でも手当てをしよう、こういうことでございまして、これをさらに引き上げるといふようなことは当面私ども考えておらないところでございます。

○細谷(昭)委員 私は、当然加入基準の引き上げというところは二つの点で問題がありはしないかというふうな思っているわけですが、

その第一は、今局長もちょっと言及されたようにですけれども、この当然加入というのは共済組合の基盤になっているわけですが、これを引き上げるというところは、それだけ任意加入部分がふえるということになりまして、組合基盤について弱体化するということになっていくわけなんです。その面が一つあるということ。

したがって、地元いろいろな共済組合の皆さん方は、今の改正で何が一番困らないしは大変だと予想しているのかというところ、これによって共済離れがふえるということ、これをまず一番心配している。共済離れがふえるということは、それだけ基盤が弱くなるということなんです。基盤が弱くなるということによって、今盛んに言われていることは、自助努力せよと言われていて、共済の自助努力というのは後から大臣にお伺いしますけれども、自助努力といえども建物共済ぐらいいなんでしょう。建物共済は、御案内のとおり一般の農業協同組合でももちろんやっておりますし競合する、協定はしているのだけれども、限界があるわけですね。

〔後藤委員長代理退席、委員長着席〕

したがって、どうしても自助努力といえますと、とどのつまりは賦課金である掛金を上げざるを得ないということに落ちついていく。国庫負担はいわば定額化していく。自助努力をしない、それは限界がある。どうしても今までの事業というものを維持するすれば農家の負担に頼らざるを得ないという方向になる。そうすると、これは共済離れがますます進んでいくということ、非常に心配しておるということが第一なんです。

第二の問題は、農業政策の上で中核農家の育成ということが現在の政府で進めておる農政の基本なんだ。しかし、この基準の引き上げということ、十五アールなり二十アール以下の農家というのは任意加入にしますよ、あなた方は入っても入らなくてもいいですよということなんです。いざばそういふ零細農家、二種兼業もいところなんですから、こういう方々が統計上かなりたくさんおられるわけなんです。農村には、集落にはその人が存在するわけです。結局はそういう人方は田んぼが少なからず共済に入っても入らなくともいい。当然危険率の少ないところは入らないわけですよ。

ところが現在の日本の農政では、最近、中核農家を中心にした二種兼業の皆さん方も含めて新しい農村社会の集落形成をしていく、これが現在の現実に合わせていざば農政の流れになっていくわけですよ。局長もこれは御案内のとおりだと思っております。そういう点からいまして、いざば零細農家、二種兼業のうちでも特に田んぼの少ない部分を切り捨てていくという形、この形というものは、今言ったように現在の農政の中でつまづきことになるのではないかと、そういう協業化、農村の集落の形成の上で共同的な考え方を打ち壊すことにはなりはしないか、この二つの点で私は非常に危惧するわけでありまして。

その点について、これは御見解がありましたらお答え願いたいと思います。

○後藤(康)政府委員 先ほどちょっと申し上げましたけれども、今まで当然加入基準を引き上げ

ました組合等の実績を見ても、当然加入基準未満になりました農家の大部分が、任意加入というところで引き続き組合にとどまっているというところが多いわけでございます。当然加入基準の引き上げを行うことになる組合等のうち、多くの組合等は引き上げ後も現状を余り下らない程度の加入農家数は維持できるものと思っております。そのためまた加入推進の努力ということもやっていたいただきたいというふうに私も考えているわけでございます。

小規模農家を除外をする、切り捨てるといふことではないかということでございますが、小規模な農家あるいは飯米農家が被害率が低くて、当然加入から任意加入に移った途端に急にみんなやめてしまおうというふうには必ずしも私どもは考えておりません。むしろ中核的な農家に比べますと、気象条件が悪いような場合に収量変動が多いというの、いざば片手間で、言葉は悪いかもしれませんが、せんけれども、農業をあるいは水稲をやっておられますようなところの方が被害の程度も大きいというふうな調査もあるわけでございます。飯米的な農家が直ちにすべて被害率が低く、当然加入をしない限りは組合から脱落するというふうには私ども考えてないわけでございます。

もちろん、一部の地域におきまして、当然加入基準に達しない農家数がかなり増加するというような場合も考えられますけれども、そのようなところにつきましては、制度の健全な運営を確保するということから、新種共済も含めた加入の推進なりあるいは防除体制の充実というふうな経営努力はもちろんでございますが、事業運営の効率化なり事業基盤整備の観点から、組織的整備を二層推進するというようなことで対処する必要があるものと考えられますので、その方向で今後とも十分に指導してまいりたいと思っております。六十年代予算におきましても、そういった共済組合の組織整備の推進でありますとか事業基盤の整備強化のための予算も充実を図っておるところでございます。

○細谷(昭)委員 いずれ、この問題については後から大臣にもお伺いしたいと思ひますので、次に移っていきなさいと思ひます。

四番目は、水稲共済の危険段階別の共済掛金率の設定方式を導入したわけでありましたが、これについてお伺いしたいと思ひます。

これは一つの大きな制度改正というふうには受け取ってはおるわけですが、これは非常に影響が大きいと思ひます。新たに付くらくなくとも、水稲共済においては現行の地域別率制度というもので対応できたのではないかと、こういうふうには思ひますが、どうでしょう。

○後藤(應)政府委員 現行の農作物共済におきましても、地域別率という制度が、道が開かれておるわけでごさいますけれども、組合等の内部におきまます被害の発生状況でございまして、共済金の支払い状況はさまざまございまして、これに對しまして、いわばより幅広くかつ弾力的に對する必要があるのではないかと、今、危険段階別の共済掛金率の設定方式というものを御提案申し上げておるわけでごさいます。この仕組みを取り入れるかどうか、そしてまた、どういふふうな危険段階別の掛金率設定を行うかということにつきましては、組合等の選別によつて採用することができるといふ仕組みにいたしておるものでございまして。

○細谷(昭)委員 なぜこの制度改正に踏み込まなければならなかつたかという極めて緊急な理由と

いうのが、どうもよくわからないわけですよ。もう一つは、それを取り入れるかどうか、これは組合の自主性に任しておるのだ、そう言つておるのですが、では、具体的には農林水産当局はその指導をどうしていくのか。この二つの点について。

○後藤(應)政府委員 今回このような制度改正を御提案申し上げておることは、近年におきまます農業事情の変化等を背景としておるものでござい

うといった中で、高水準の技術力を持ちます專業的な経営が育成されつつあります一方、兼業化でございましてか担い手の高齢化というふうなものが進んでおるわけですので、地域によりましては、栽培管理の優良な農家と片手間的な農家とでは被害の発生状況に大きな差異のある地域が出ておるわけでごさいます。農業白書などでも言つておるわけでごさいます。気象条件に恵まれた年には収量差が余り目立たないけれども、一たん、気象条件が悪い、災害が起きるといふようなことになりますと、そういった農家間の収量の差が大きくなりわ

れてくるということがあるような地域で出ておるわけでごさいます。これに加えて、もう一つは、組合運営の観点から申しますと、広域化によりましてかなり広い地域を対象地域にする組合というものでございまして、組合員等の間で、原則一律の掛金率というふうなものに不満を持つ農家の方があるいは不満を持つ集落というふうなものも出てきておるわけでごさいます。他方、組合等におきまして、コンピュータの導入等によりましてい

る事務の機械化ということと大量の事務処理も可能になってきておる、こういったことを背景にいたしまして、今回のような危険段階別の掛金率の設定の道を開くということをお提案申し上げておるわけでごさいます。どのように指導をするつもりかということでごさいます。一定の設定要領の基準のようなものは私どもの方で御示しをしたいと思います。が、具体的な運用につきましては、できるだけ組合員の方々の意思を十分反映させた形で、また組合等の自主性が尊重できるような形で実施されることを私どもとしては期待をいたしております。また、この危険段階別の掛金率の設定は、都道府県知事の認可にもかかわらしておるわけ

で、知事を通じて十分適切な運営が行われるように指導に努めてまいりたいと思つております。

きるわけでありまされども、この制度化を導入することによりまして、私が心配するのは、当然加入基準を引き上げたことと相まって、同一地域で掛金率が違ふところが出てくるわけでありま

す。そういう場合、農家間の対立といひますか、先ほど申し上げましたように、集落の中でのい

るな対立が起きないのかどうか、ないしは集落間で起きないのかどうか、そこら辺の心配が非常にあるわけでありまして、こういういわば農政とい

いますか経済といひますか、農家を取り巻く条件なり情勢が変わつたことによつて二兼農家がふえていった。ふえていったよしあしは別としまして、そのために、いわゆる技術的な面ないしは農家の経営面で非常に格差が出てきた。おまへは意

か、これについてどうお考えなのか。第二は、子牛、胎児の価額設定はどういうふうになるのか、胎児の価額を母牛の価額のどれくら

いにするのか、実際の流通の段階で妊娠牛の取引はどのように見通しなのか。おわかりですか。質問の趣旨がおわかりにならなければもう一度繰り返しますけれども、その点でひとつ御見解を承りたいと思ひます。

○後藤(應)政府委員 乳用の雄子牛につきましては、先ほど申し上げましたけれども、搾乳収入が得られるというふうなこともございまして、子牛の事故が肉牛の場合ほど決定的でないというふうなことから、従来から保険需要も比較

また、出産後の子牛が導入をされたという場合には、最寄りの家畜市場で取引されず最低月齢牛の価格を基礎に月齢に応じた評価基準を定めて行うということにしたいと思ひますし、妊娠中の母牛を導入したという場合も、それはその胎児も含めてその母牛が評価をされておるといふことだろふと思ひますので、その場合にはその取引価格というものが基準になつてしかるべきではないかと思ひておるわけでございませう。

○細谷(昭)委員 この制度に慎重に今後検討を加へなければいけないといふふうになつておりますが、乳用子牛についてもぜひ前進した検討を要望しておきたいと思ひます。

次に、団体事務費についてお伺ひしたいと思ひます。

今回、農業共済団体の事務費負担金というものを定額化へ移行することになつたわけでありませうが、一体どういふ趣旨なのか、今後どんな場合にこれが改定になるのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 六十年年度予算から、これは農業委員会等の事務費の国庫負担金との横並びといふことでもあつたわけでございませうが、共済団体等の事務費の国庫負担金を定額化したいたしたわけでございます。これは予算額の安定的な確保を図るという観点から行つたものでございまして、従来の個別経費の積み上げでございまして、補助対象職員につきまして定員削減がかかつてまいりますとか、あるいはまた組織整備、広域合併で事務費の節約効果などが出ますと、この節約された部分は財政支出の縮減の方に働いてくるわけでございませうが、これを定額化することによりまして安定的な金額を確保してまいらうという考え方でございませう。

どういふときに改定するかというお尋ねでございますが、これは、定額化といふことそのものの意味からいたしまして、物価水準とか公務員給与水準等の上昇によりまして毎年当然に改定されるというふうな性質のものではございませう。それ

ういふ積み上げ計算をやらないといふことで定額化をいたしたわけでございませう。ただ、非常に大きな、大幅な経済事情の変動が見られましたような場合等、必要な場合には、事業運営に支障を来すことのないよう、予算折衝を通じまして適切に対処してまいりたいといふふうにて考えております。

○細谷(昭)委員 これは極めて苦しい答弁ではないかと思ひます。本当は積み上げ方式が農林水産省にとつては一番いい方式じゃないかといふふうにお伺ひするのですが、恐らくこれも一連の財政当局の強い圧力によつて、このように一応昨年よりもちよつと上げたといふ形で定額化されたのですけれども、これは決して喜ぶべき現象じゃないと思ひます。むしろこれは、固定化することによりまして大変ないろいろな問題が出てくるのではないかと思ひます。しかも、この改定はいつやるともはつきりしない、大きな経済的な変動と言ふのですが、大きな経済的な変動がなくても当然増がすぐ予想されるわけですから、そういう幾つかの問題について具体的にお尋ねしたいと思ひます。

二番目の点は、定額化されるのは団体事務費です。この団体事務費が定額化されることに伴ひ、現在審議中の補助金合理化法案、特例法ですね、これにより農業法を改正する必要があるのではないかといふふうにて危惧するわけですが、いかがでせう。

○後藤(康)政府委員 お答え申し上げます。

農業共済組合あるいは共済事業を行ひます市町村及び農業共済組合連合会の事務費につきましては、農業災害補償法の十四条に、「国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、組合等及び農業共済組合連合会の事務費を負担する。」この規定になつております。

今回のこの定額化措置は、予算の積算方法を従来の個別経費の積み上げによる定率の負担から定額の負担に改めるといふものでございまして、現

行の法十四条は国の負担割合とか積算方法を特に限定をいたしてありませんで、単に「予算の範囲内」と定めておるにすぎないことから、この条文についての改正の必要はないといふふうにて考えております。

法制局の方にも念のため伺ひをいたしてありますが、法改正の必要はないといふことで、私も一括法の中にはこれは含めないといふことにいたしましたわけでございませう。

○細谷(昭)委員 この点は私は言質としてお伺ひしておきたいといふふうにて思ひております。

次に、当然地方団体職員の給与改定が行われるわけでありませうが、このベースアップ財源が、このように定額化されますと極めて窮屈になつてくるといふことを我々は心配してゐるわけでありませう。一体そういう財源をどう考えておるのか。

そしてまた、団体事務費の定額化に伴ひまして組合運営に大きな支障が出てくるのではないか。今のベースアップばかりじゃありません。例えば組合費等事務費負担金、こゝで行われておりますのは、昨年と比べて、ことしは定額化に伴ひてゼロになつてゐるわけですから、損害賠償員の手当は、昨年と比べて、ことしは定額化に伴ひていくのか、恐らく各組合が非常に心配してゐる点はこのことであると思ひます。一体どういふふうにて財源を求めて、どこをどういふ対応をするつもりなのか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 先ほども申し上げましたように、個別経費の積み上げといふことではなくて定額化をするといふことでございませうので、その事務費の中でどういふ割り振りにしてまいるかといふようなことにつきましては、組合等の中で自主的にいろいろお考えをいただく。評価員等につきましても、今まで過去の実績に照らしますと逐次改善が図られてまいつてきてゐるわけでございませう。

先ほども申し上げましたが、定額化したしまし

たので、今後補助対象職員の数、定員削減というふうなことで、あるいはまた組織整備によりまして事務費削減効果が国庫に吸収されるということがなくなりまして、国庫負担の額の安定的な確保が図れるといふことになつてまいりますので、職員給与の上昇等につきましても、事業運営の合理化なり効率化といったようなことで対応をしていく必要があるといふふうにて考えておるわけでございませう。

○細谷(昭)委員 時間がなくて申しわけございませんが、もう一つ、家畜共済損害防止事業交付金、これが一億三千六百万ぐらい減額されておりました。獣医師手当が今回は一三・何%ですかアップになつたそうでありませうが、中身を見ますと、九千五百円が九千八百円になる、三百円だけ増になつてゐるわけですから、私は、出稼の関係でしよつちやう出稼の現場を回つて歩くのですが、九千五百円などというのはいくらも一般土の単純労働者の一日の賃金です。獣医師の手当が三百円アップして九千八百円。獣医師の皆さんが共済でいろいろいろいろな技術料それから往診、これを含めまして九千八百円といふのは一体全体実態に合つてゐるのかどうか、これはまことに不思議なわけでありませう。

私、実態を調べてみましたら、大体技術料は三万円から二万円です。それからそのほかに往診がつくわけですから、日中で四キロ三キロ、夜間であれば四キロで九千円、後はキロ数で換算する。ですから、大体上限が四万円、下限が二万円ということになるかと思ひます。それに比べて九千八百円といふのは余りにも低いじゃないか、こんなふうにて思ひます。

まして獣医師が今度六年制に変わりました。普通の人間のお医者さんと同じ待遇にするのは当然ですが、北海道、静岡、千葉、兵庫の四道県はあつて、この基準よりは上げておるわけですから、これは法定化してゐるわけでありませう。そういう先進県もございませうし、何といつても家畜共済の一番の縁の下の方持ちといふことでありませうので、獣

医師のこういう待遇についてはもっと力を入れていただきたいと思ひます。これもお考えはあわせて後からお聞きしたいと思ひます。

次に、農業共済のあり方の問題ですが、時間がございませぬので、局長に二つの点をお聞きしたいと思ひます。

広域合併の指導なり方向というのは、私はこれ以上広域合併を進めることはいろいろな点でマイナスが出るのではないかと思いますので、これ以上の広域合併はやめてもらいたい。

第二は、今回の法改正で財政負担の節減をするという側から見まして、これは大変な問題を含んでいると思ひます。こういう事務費が定額化される、負担金というか掛金は上がる、そして自助努力をしない、その自助努力にも限界がある。こういう中で非常に心配される点は、ほとんど共済離れが進んでくる。秋田なんかは、水田の場合、山形と並んで全国でも被害率が非常に低いところなんです。したがって、掛金を掛けるのにはばからしという点で共済離れが進んでいくのではないかと、この点を非常に懸念しているわけでありまして、こういう点でいわれるあり方論を含めまして、さっきの獣医師の手当の問題とあわせてお伺いしたい。

さらに大臣にお伺いしたいと思ひますが、これも時間がないのでまづお伺いしたいので

私は、この前、農林漁業白書でも御質問いたしました、この四年間の行革予算の中で農林予算はマイナス一〇・八%なんです。四年前と比べて一〇・八%も減っている。防衛費は二一・三%アップしている。全体増が五・七%なんです。しかもせんだって、十九日の夕刊を見ましたら、中曽根さんは農産物の総点検をさらに強調しているわけですね。その中で、佐藤農水相は、「原則自由、例外制限だが、食糧安全保障の問題もあり、農林物資は例外に当たると理解している。生命産業でもあり、そう簡単ではない。よろしく願ひする。」こう言っているのです。それに対して

中曽根さんはどう言っているかというところ、すべてについて「原則自由」だ。聖域はない。農林物資については各国とも特別扱いしているが、既得権を守る、という意識では困る。」ここまで言っているのです。これ以上切り込まれると大変になる。日本の農水行政の最高責任者である農水相は、これ以上の農林水産予算の切り込みに対してどう対処するのか、その決意もあわせてお伺いしたいと思ひます。

○後藤(農)政府委員 共済事業の中で獣医師の方々の役割あるいは御協力というものが非常に大事だと思ひます。先ほどお話ししたように九千五百円から九千八百円ということになりますけれども、そのほかに診療技術料はまたこれとは別にいらしたし、従来から一般職員と異なりまして、獣医師の勤務の特性を考慮いたしまして、家畜診療所の獣医師職員につきましては適正な給与になるように指導いたしております。今後とも基本的には適正な診療報酬の確保、雇い上げ手当の引き上げという措置をとりまして、この待遇改善には引き続き努力してまいりたいと思ひます。

それから、広域合併につきましては、何と申しましても事業規模が零細でございますと、制度の普及という点で、特に任意共済を推進していくという点になりますと、どうしてもある程度以上の規模がございませんと職員の専門分担ということもできかねるというところがございますので、この制度の普及なり事業の効率的な運営を図る上でこの広域合併を推進していくことは、私も今後ともぜひ推進していかねばいけないと思ひます。

組合員の共済離れ、農家の共済離れというお話がございまして、そういう意味でも共済組合の事業基盤をしっかりと、そして職員が組合をも

十分接触しながら、何と申しましてもこれは災害対策の基幹になるものでございますので、今後とも制度が着実に発展していくように私どももいたしまして各般の努力を払ってまいりたいと思ひます。

○佐藤(農)大臣 細谷先生にお答えいたしますが、御指摘のとおりでございます。

○佐藤(農)大臣 細谷先生にお答えいたしますが、御指摘のとおりでございます。

○細谷(昭)委員 どうか大臣、大変に難しいところから来ているのですから、もっと自信を持ってからしてもらいたいのと思ひます。

最後に、この法律改正で私たちが非常に心配しておりますのは、連合会の皆さんを初め末端の組合の職員の皆さん方、それから役員の方々が、これによって大変な不安を持っているというところでありまして、こういう身分的な問題、給与の問題に対して不安を与えないような万全の対策をとっていただきたいということを強く申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○今井(委員) 次に、松沢俊昭君。

○松沢(委員) ます最初に、私は去る十八日、ちょうど大臣は参議院の方に行っておられて不在でありましたけれども、材木の関税の問題、タイの方からの鶏肉の関税引き下げの問題、それから、アメリカの方で一千万トンの穀類を買っていただいたという注文があったということにつきまして御質問申し上げましたが、何しろ大臣がおられませ

るので、政治的な結論めいた答えはなかったやうであります。

その後、きのうの新聞なんかでは、日米欧の委員会でも農業報告がまとめられてそれに対する提言があった、それには、米価の引き下げをやった方がいいのではないかという提言があったというところを聞いています。それから、対外経済政策推進本部ですが、今度そういうものができて、総理が市場開放に聖域はないんだと主張されたということが新聞にも出ております。総理の方はお構いなしにどんどん市場開放を進めていく、農業にも例外はないんだ、こういう方針を出しておられるようであります。きょうの新聞などを見ますと、農水省でもアクションプログラムの策定委員会というものが二十二日に設置されたということでありまして、一体日本の農業をどうするつもりなのか。

私たちがこの委員会でも今回提案されておりますところの法案審議をやつてまいりましたけれども、蚕の問題一つ見まして、異常変動の安定帯というものを外されてしまっているわけでありまして、また、金融三法の面におきましても、何か若干畜産の方には手入りがなされるようでありまして、けれども、米麦などはてんで相手をしていないという改正案であつたわけでありまして、今回の農業共済の面におきましても、財政事情が大変厳しいのだからなるべく予算を使わないように削減していくんだという前提でこの法案が提案されているわけでございます。

そうすると、佐藤農水大臣はとにかく頑張り張ると言っておられますけれども、金は片っ端から切り落とされていくわけでありまして、こういう時期でありますから、こういう法案の審議をする場合においては、本当はその前提として内閣総理大臣にこの席へ来てもらつて、一体どう考えていかなるべきだということの質問をやつてから審議に入るべきだと私は考えるわけですが、この点ひとつ委員長、今後この委員会を開くに当たつて

は、理事会の方でも取り上げていただいて善処してもらいたいと思ひます。

さしずめ以上申し上げましたような非常に厳しい状況下にありますので、そういう中で一体どのように農林行政を進めていかれるのか、大臣が頑張ると言われるのはよくわかりますけれども、頑張りが足りないんじゃないか、聞き直りでもやる以外ないのではないかと私は思っていますので、その点、お答え願ひたいと思ひます。

○佐藤農務大臣 松沢先生にお答えいたします。我が国に對しまして、先進国、發展途上国を問わず諸外国から農産物の市場開放について種々要請がなされていることは先生御指摘のとおりでございます。いつも申し上げておりますが、我が国は、農産物についてはこれまで果次市場開放を行つてきており、既に世界における農産物の大輸入国であります。農産物の對外經濟問題につきましましては、関係国との友好関係にも留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、我が國農業の健全な發展との調和を図つて対応することが大切であると考えております。

そんなことでございまして、十九日の對外經濟對策推進本部の件でございますが、実はこれは各省庁全部つくるといふことでございます。全庁に事務次官を長とする策定委員会を設置するといふことで、我が省もつくつたわけでございます。

それからもう一つ、我が國農業の問題でございますが、これは四月十九日のときに私は発言いたしましたわけですが、農林水産業というのは生命産業である、環境の保全、國民生活維持に非常に大切である、そんなことで、「原則自由、例外制限」の「例外」に該当するものとして最後まで頑張りたいたいと思つておりますので、よろしく願ひたいと思ひます。

○松沢委員 決意のほどはわかりましたけれども、きょうの新聞に載つております生産者米価引き下げ提唱という農業貿易と日米欧三地域の農業政策という報告というものは今後の米価にどのような影響が出てくるのですか。

○後藤(廣)政府委員 日米欧委員会の報告書でございますが、これは日米欧三地域を中心に活動を行つております民間組織が取りまとめたものでございまして、私も承知をいたしておりますところでは、日米は學者、ヨーロッパはオランダの元農林大臣、こういう三人の方が議論をしてまとめられたといふことでございまして、内容的には、食糧等の安定供給でございますとか地域社會の維持でありますとか國土の保全といった我が國の農業が持つておりますいろいろな役割に対する配慮が乏しい、かなり比較優位原則というふうなことで經濟効率の観点から割り切つていふ点で問題が多いといふふうに考へております。

新聞などにも一部、米価の引き下げというふうなことが大きく報道されましたけれども、米価の問題は食糧庁長官からお答えをすべき筋合いのものでございまして、このような民間の御意見というものは今までも随分いろいろ出ておりますし、これからは今までも随分いろいろ出ておりますし、当然のことながら、米価につきましましては、食糧管理法の規定に基づきまして米価審議会の議を経た適正に決定するといふ方針に何ら変わることはないとはいふに私といたしましては推察をいたしておるわけでございます。

○松沢委員 これは大臣にお聞きした方がよいと思ひますが、確かに民間の団体であることははつきりしております。しかし、このメンバーの中には米価審議委員も入つておられるのではないですか。元ですか。そういう意味では、この先生の意見などが回り回つて影響力が出てきて、そういう中で一つの環境がつくられていく、こういう危険性というのがあると思ひます。

そういうことで、ことしの米価を決める時期がもう目前に迫つてきているわけでありまして、一切の賃金もことは引き上げが行われているわけでありまして、こういう一つの動きを参考にしながら、まさか賃金が上がつていけるのに生産者米価だけは引き下げをするなどということはあり得ないと思ひます。そういう点で、大臣、この新聞

記事と米価の関係はどうなんですか。

○佐藤農務大臣 お答えします。お米の問題につきましましては食糧管理制度が厳然としてあるわけですが、一億二千万國民に食糧を安定的に供給する大きな役割を持つておるといふことでございまして、その方針を堅持するつもりでございます。

また、先ほど逸見さんという方ですが、私も実は知らなくて聞き聞いたのですが、元米審委員というところで、何か米審委員のときもそんな意見を時々吐いておられたようですね。今度米審委員をやめられたので大つびらにやつたといふことでございまして、そんなことでございまして、いろいろな學者の中には若干そういう人もおられるんじゃないでしょうか、こう私は理解しております。

○松沢委員 とにかく、農業が大変な時期に入つておるにもかかわらず、大変な状態にさらに追い打ちをかけるようなこゝろ議論がはやつてきてはなさらぬ大変なことになるわけでありまして、そういう点で私は、どうも総理大臣はそういう認識が薄いんじゃないか、こう思つておりますので、大臣の方からも今の状況といふものを十分総理大臣に理解させるように努力をしてもらいたいし、また、米価の時期に入るわけでありまして、こゝろの意見とはかわりなしに適切な対策を立ててもらいたい、こゝろのことを希望申し上げておきます。

それで、本論に入りますが、災害補償法の問題につきましましては、もう既に我が國の各委員の方からいろいろ御質問がございましたが、一つは、今回の特徴といたしましては肉牛の子牛共済、これが目玉商品と言へば目玉商品といふことなんじゃないですかね。しかし、さつきから議論がございましたように、乳牛の子供は仲間に入れない、經濟局長のお話からしますと、そう高いものでないから、こゝろのことなんでありまして、高いから安いからといふことでなしに、入れておいた方が農家にとつて都合がいいといふ希望があればこれから入れるといふ考へ方を持つてのお話なの

であるかどうか、まずその辺から承りたいと思ひます。

○後藤(廣)政府委員 先ほども申し上げましたように、肉用牛に比べますと乳用の雄子牛につきましては保険需要という面でもそれは強い要望がこれまでなかったといふこと、經營的に見ましても、搾乳牛の經營の場合には子牛の事故といふものが肉用牛の繁殖經營に比べますと牛乳の販売収入が入りますから決定的な打撃にならないといふようなことで、今回の制度改正の見直しの際は対象としては除外をしたといふことが考えなかつたわけでございまして。

なお、今後の問題といたしましては、保険需要がどうかといふような点も含めまして、また搾乳牛經營、乳用子牛の持つております經營の被害の状況といふようなものを踏まえまして、將來そういった推移を踏まえて考えていくべき問題だと思ひます。これはもう未來永劫全く保険になじまないのだといふところまで私も決めてつていけるわけではございませんので、これから検討はしてまいりたいといふふうに思つております。

○松沢委員 それから、これは新潟縣の佐渡島の牛の話なんでありまして、もう四百年も続いておる佐渡牛なんでありまして、よその牧場の場合におきましては、牧場の管理人がおりましてそれで牛の監視をやつておるわけでありましてけれども、佐渡の牛の場合には、大体四月の終わりがころ山へ連れていきまして十月の末ごろ連れてくるというところでございまして、林間放牧といつても、よその林間放牧と違ひまして、杉だとかそういうものが生えるところでありまして灌木なんでありまして、はつたらかしておくわけですね。そして、秋になると皆で行つて連れてくる、こゝろ放牧の仕方なんでありまして。

そうすると、例えば上げるとき、五カ月なら五カ月の妊娠をしているところの牛である、これは確認できるわけですね。だけれども、上げつ放しなんでありまして、山の中で子供を産むわけでありまして。その場合、流産する場合もあります

し、産まれてから死ぬ場合もありますし、これはなかなか確認ができないという問題がありますので、そういう場合、この子牛共済というものはその対象に入るのかどうか、入れてもらいたいというものがまた県の共済連合会の言い分でもあるわけなんです。そういうようなことについて、この際、こういう問題は一休取り扱いが行われるのか伺いたいと思います。

○後藤(康)政府委員 農業災害補償法におきましては、共済事故に該当するか否かというものは、まず事故の確認が行えるということが前提条件でございます。一般に確認が不可能ということが難しいとすれば共済事故として取り扱いはできないと、これは共済組合等として取り扱いはできません。肉牛生産事故の子牛共済を実施するか否か、今度制度改正をいたしまして実施をいたします場合に、これは組合等の選択によりまして決定することができるとは思います。組合なり連合会がぜひ実施をしたいということでございます。事故の確認をどうやってやるかということがまず問題になるわけでございます。

一般論として、肉牛につきまして通常行われている集団放牧によります繁殖方式では、入牧をしましてからマキ牛による自然交配を行いまし、下へおりてきましてから分娩期を迎えるというのが普通でございます。したがって、仮に出産に係る事故が発生がありました場合でも、獣医師等が現場において死亡胎児を確認をいたしまして、自然交配でございますから種つけの証明というものはないわけでございます。身長でありますとか体重、あるいは発育程度から月齢の判定を行うということがございますので、こういう放牧形式のもとにおいては特段の支障がないのではないかと考えております。

しかし、今のお話を伺いますと、入牧前に授精を行って妊娠牛が入牧をするというような放牧形式の場合でございます。授精の時期によりまして牧野に上がった状態で出産期を迎えるという可能性がかなりあるわけでございます。こういった

場合に事故確認をどうするかという問題でございます。現場の実態に詳しい新潟県や新潟県の農業共済団体ともよく協議をいたしまして、もしぜひやりたいということであれば、何とか現実的な方法を検討し見出していきたいと思っております。

実は昨日、この問題について先生御関心を持っておられるということを知りましたので、新潟県の共済組合連合会の方とも連絡をとって、新潟県が、県の連合会の専門家として、一つは、授精時期の調整、それから第二には、分娩期の追った牛を牧野からおろす、あるいは特定の場所に移動させるというやり方、あるいはまた放牧場の監視体制を強化して、事故が起きたときに見つけられるような体制をつくるという方法が考えられるのではないかというふうなことを、とりあえずの反応として向こうは言っております。けれども、これらの点について今後さらに可能性を詰めて、できるだけ共済としてやれる道を開くための事故確認の方法を見出すように、県ともよく相談してまいりたいと思っております。

○松沢委員 ちょっと変わった放牧の仕方なのでございますが、しかしせっかくできた新しい制度を適用してもらいたいという希望もあつたので、ぜひ詰めて、その希望にこたえるように御努力をいたしたいとお願ひ申し上げておきます。それから、果物の共済の共済責任期間の短縮という問題でございますが、これは私もよくわかりませんでしたが、開花期から実る時期までというのがいいのじゃないかと思っております。ところが、果物農家に聞きましたら、それでは不十分なんだ、それは、その前の年に発芽期というものがあつた、だから、そこから実を結ぶまでの間の共済でなかつたら実際に果物共済としては問題にならぬじゃないか、こういう御意見を聞いたわけでございます。

ところが、今回の改正ではそれを短縮してやっいていくことになりましたが、そうなりますと、その間における事故に対しては結局救われな

い、共済事業はできなくなってしまうわけですね。救済の道はなくなってしまうわけですが、こういう点は一体どうお考えになつておられるのですか。

○後藤(康)政府委員 現在の果樹共済の共済責任期間については、今までお話がございましたとおり、果樹が永年性作物であるということで、被害を受けた場合に果樹の収穫量に影響を及ぼし得る期間を十分考慮しまして、花芽の形成期、常緑果樹については春枝の伸長停止期から果実の収穫をするときまでの期間ということでやっております。このため共済責任期間が一年半から二年と長期にわたる。果樹共済の場合、ほかの面でも仕組みが若干複雑だということもございまして、一年半から二年ということになりました。共済に加入する、掛金を支払うということ、災害を受け事故が生じた場合の共済金の支払いとの期間がかなり長くなりますために、なかなか農家に理解が得られにくい。特に組合等の立場から申しますと、これが加入推進の障害になつてくる。一言で申せば、保険として非常に売りにくい、わかりにくい保険だ、こういうふうなことがかなり強く言われておるわけでございます。共済団体からもこの点は要望されてきた問題でございます。

特に、落葉果樹につきましては発芽期以前の被害が少ない地域もあるということも考慮いたしまして、このような地域につきましては発芽期以前の被害を一律に共済の対象とする必要が少くないということから、今回の改正におきまして、組合等の選択によりまして半相殺減取総合方式の共済責任期間の始まる時期を、地域の実態に応じまして、発芽期、常緑果樹につきましては開花期からとする道を開く、組合の選択によってそういうことができる道を開くという制度改正をいたしたいというところであるわけでございます。

したがういまして、一律にこれで短縮してしまうというところではございません。組合の選択ということが一つ入ります。そしてまた、共済責任期間

を短縮することができるといふのは大臣が指定をするという仕組みを予定いたしておりました。この指定手続を通じて発芽期前の共済事故の発生が比較的少ない場合にのみ短縮が行われるようにしたい、そしてまた組合等の選択によってこういう短縮ができるようにしたい、こういったこと、実態に応じて短縮が可能になる道を開くというところを考えております。またそのように運用したいと思っております。

○松沢委員 わかりました。それから、米麦の問題だけでもありませんけれども、今回の改正の一番大きな問題点というのは、超過累進制を廃止することによって財政負担を軽くするのが一番大きな目標のようにも考えられるわけでございます。そこで、私考するわけですが、負担増といふのは先ほど申原委員の質問にお答えになっておりますからわかりましたけれども、そのことによつて共済組合制度そのものに對する批判というものが起きてくる可能性はございませんか。これはずっと以前に新潟あたりでも解散運動というものがあつたことがございまして、それがようやくおさまつたという経過があるわけですが、まだ後遺症が残つていますが、こういううやうやいにしてこの負担を余計にすることによって、それは面倒くさい、共済組合なんて要らぬよという運動に運動する可能性といふのはございせんか。

○後藤(康)政府委員 今回、国庫負担方式の改正を行うことによりまして超過累進の国庫負担率の上限を一〇%圧縮するといふ措置をとりましたので、その限りにおきましては農家の方々の負担が増加するということになるわけでございますけれども、この改正をいたしまして、水稲について申しますと、これまで五九%国庫が負担をしておつたものが五四%の負担になるということでございます。この制度改正をやりました後におきましても五割を超える国の掛金負担を行うことにはいたしておりません。

また、これは超過累進の上限の率を圧縮いたし

ますので、掛金率の高いところにより多く影響が出てまいります。先生のところの新潟県というのは比較的影響の少ないところでございますが、この影響の大きいところにつきましては、被害率が大いというところはそれだけ過去の災害のときにより大きな額の共済金の支払いが行われているところでもあるわけでございます。

現在のいろいろな厳しい状況の中で、国庫負担の今度の改正につきまして私も共済団体といろいろお話し合いをしながら御理解を願うように努力をいたしておりますが、現在の農業共済制度の災害対策の中に占めている基幹的な役割、そしてまた、制度改正後におきましても国は相当の負担を行ってこの制度を着実に発展をさせていく気持ちを持っていくことを、団体を通じて十分御理解をいただく努力をやりながら事を進めてまいりますれば、これが農業共済制度の基本を揺るがすということにはならないであらうというふうに私も考えておるわけでございます。

○松沢委員 確かに被害率の高いところに負担というのかかかっていく率が余計になってくる、こういうことではございますが、しかし全国的に見ますならば、一つのバイナンドでありますから、それが要するに小さくなるわけでありまして、一概にそのようにもならないんじゃないかといううな感じがいたします。

それからもう一つ、これは農業委員会、それから農業共済も皆そうでありますけれども、補助金の割合カットが行われたわけでありまして、それでも農業委員会の場合には大体その職員というのは市町村の職員ですから、補助金が回ってこないとも市町村でその農業委員会の職員だけ差をつけるというわけにいきませんから、それはそれで何とかなるわけですね。ところが共済組合の場合におきましては、これも市町村でやっているところはおきましても、私たちの方では組合でやっているところがたくさんございます。そういう点を考えた場合、ちょっとこれは農業委員会の補助金のカットとは違ったものが出てくるんじゃないか、そういう点は一体どうお考えになりますか。

それと今のものと二つ足していった場合、大変農家の負担というものが余計になってくる、そういう可能性というのは出てくるんじゃないですか。

○後藤(康)政府委員 団体事務費につきまして、六十年度予算編成の過程におきまして、今ちょっとお話しをいたしましたような割合カットとかというような話も全くなかったわけではないわけでございますけれども、最終的には定額化ということにはなりましたが、金額としては前年をこくわすかでございますけれども上回る金額を確保できたわけでございます。

お話しのとおり、確かに農業委員会と農業共済団体では一律に論じられない面があるかと思えます。ただ、逆に申せば、農業委員会の仕事に比べますと農業共済組合の場合にはいろいろな任意共済も含めまして多様な事業をやっておりますし、また法律上も賦課金徴収の規定もあるといううな面もあるわけでございます。

いづれにいたしましても、六十年度予算におきまして一律的な割合カットでありますとか何%カットというようなことは防止をいたしまして、そして定額化についてもいろいろ御意見はあらうと思えますけれども、これまでの積み上げ計算でございますと、補助対象職員の定員削減でございますとかあるいは広域合併等で効率化が図られますと、その分が積み上げでは、一種の生産性向上の利益は財政当局が吸い上げるといような算式になるわけでありまして、これからは財政事情、来年度以降も厳しい状態が続くと思えますが、その中で少なくとも安定的な額は確保できるといふことになったわけでございますし、組合等の職員の処遇改善等の問題は当然あるわけでございますけれども、やはり組織基盤の強化、またいろいろな事業運営の効率化というものを通じまして、組合等に対応をしていただくことをお願いをしたいと思っております。

○松沢委員 その定額化のはしりとしたしましては、改良普及員が最初定額化になったわけですね。そのときも農林省の方では、定額化が定額化になったとしても、行革路線というものは大分厳しから肩透かしを食わせたような話でありまして、しかしやってみますと、やはり改良普及員が所統廃合問題なんか出まして、新潟県なんかは騒ぎになったわけですね。

今回の場合も、確かに局長が言っておられるように、金の面においてはそうではないよ、こういうお話でありますけれども、それはこれは違いはないかもしれないけれども、だんだんと年を経るにつれて、定額化と言えればつかみ金のようなものですから、定率とかなれば一定のあれがあるわけでありまして、そういう定額化になると、これは大丈夫だとしても来年、再来年と財政再建が続いていくわけでありまして、大変な問題になる可能性というのは十分あるのじゃないかと思っております。

それから、これも通告には出しておきましたけれども、今お話が出ましたから申し上げますけれども、合併問題というのが進められておるわけでありまして、小さいところの市町村は肩がおりををした形をとっておりますけれども、合併したところの私たちの地元あたりを見ますと、市町村の共済組合というのは大体三千から三千五百、四千ぐらいの規模が一単位の組合ということになっているわけですね。それを、今、共済の組合長なんかから聞きますと、組合長なんかは反対でありますけれども、何か上の方からは、昔の郡、それを一単位ぐらいでやるといような動きといひますか指示といひますか、指導といひますか、そういうのが出てきているというのを聞いていますわけでありまして。

そうすると、私の郡なんかの場合におきましては、米の面で新潟県の一割生産する、そういうところなんでありまして、それを全部一まとめにしたところを共済組合なんというところになったら、確かに局長が言われるように、人件費なんかもそ

ういう点からすると生産性向上で合理化されていくから安上がりになっていくのじゃないかという一面もあるかもしれないけれども、今度はサーピスがうんと低下してくるという面も出てくるわけでございますし、そういう点からまた組合運営というものをなかなか難しいものにしていく、そういう危険性があるのじゃないか、こんなぐあいには実は考えるわけでありまして。

そういう点で、確かに定額化したけれども予算には変わりないというが、将来的なことを考えると大変危険であるということ、それからもう一つは、その償いとして合併を図っていくのだというところになりますと、サーピス低下で今度は組合員の方から不満が出てくる、こういう問題も出てくると思っておりますので、その辺はどうお考えになっていきますか。

○後藤(康)政府委員 定額化と申しますのは、細かい積算をして積み上げて補助率を掛けるという方式ではございませんので、したがって、毎年安定的にということではございますから、例えばベースアップがあった、給与が上がったと云っても、それで直ちに額がふえるということではございません。しかし反面、安定化するというところでございますから、定額化した以上、またそれに何%カットとか一割カットとかを来年、再来年かけていくというものはちょっと約束違反ということになりますので、削られるようなことはしないというふうに考えております。

なお、これはほかの定額化された交付金なり補助金共通でございますけれども、定額化という約束である以上は、毎年のきめ細かな変更、額の変化といふことはないわけでございますが、大きな経済事情の変動があったといううな場合におきましては、やはり事業運営に支障を来さないように、予算折衝上適切な対処をしていくべきだろうというふうに思っております。

それから、組合等の組織整備の問題でございますが、私も、確かに一郡一組合というものを一つの目安として考えておりますけれども、これは

通達等において固定的に一郡一組合というようにすることは決して言っておりませんで、やはり一郡と申しまして広いところ、小さいところがございますし、そこに農家がどのくらい含まれているかというようにことも違つてまいりますので、地方の、地域の事態に即した規模で適切かつ円滑に行われるように進めたいと思つておるわけでございます。

広域化したしますと、組合と農家とのつながりが薄くなるのじゃないかということもよく御指摘があるわけでございますが、その辺は、広報活動なり、あるいは損害防止事業とか共済連絡員の活用等、積極的な事業運営が期待できる面もあるわけでございまして、広域化して事業基盤を整備しながら能率的な運営を考へていただければ、私も、広域合併というものは適切に行われれば決して弊害を生むものではないというふうに考えておるわけでございます。

○松沢委員 もう予鈴が鳴つておりますのでやめますけれども、もう一つだけ聞きたいと思ひます。

これは掛金率の問題でありますけれども、二十年を単位にして計算して、平均して出しておられるわけですね。ところが、これも私の地元で起きた事件でございまして、おとしですかな、にわかには大きなひょうがぼんと降つてきまして、その一帯は収穫皆無になつたわけですね。それで今度、ことしの掛金率を見ますと、その次だけぼんと上がつてしまふのですね。普通そんなことはないのですからね。そのとき共済金をもらった金額というのは、これは非常に災害のない地帯です。したがって金額も割合と不足であつたわけですが、今度は掛金率がずつと引き上げられて当分続くのですね。だから、二十年に一過ぐらいな途方もないところの超異常災害があつた場合、そういうものは除いて掛金率というものを考へていつてもいいというところの希望が非常に強いわけなんです、そういうことはできないものですか。

○後藤(康)政府委員 大変お気持ちはわかるのでございまして、やはり保険の手法をとつておりまして、二十年に一過出た、それで全損に近い被害だつたというお話でございしますが、全損に近いというところでございすれば、ふだん被害が少なくても掛金率が安いところでございしても、共済金額の足切りの部分ではございまして、全損相当のものが支払われるわけでございしますので、やはり共済金もかなり支払われたのではないかと申されまして、それから、そういうことがございしますので二十年という非常に長い期間をとつておりますので、二十年のうち一年か二年高い被害で出ましても、二十年のうちに影響してまいらうということではございします。やはり、まれにしか起きない被害であるからということで除くということになりますと、では二十年に一過の豊作もやはり除けということにもなりかねませんし、それから、ひょう害につきましては地域差もございしますので、保険の仕組みをとつております限りはなかなか難しいというふうにお答えをせざるを得ませんので、申しわけございせんが御理解いただきたいと思います。

○松沢委員 じゃ、これで終わります。

○今井委員長 午後二時から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時四十分開議

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する審査を続行いたします。

本日は、本案審査のため、参考人として全国農業共済協会常務理事須藤隆平君、茅室町農業共済組合組合長平林利夫君、日本園芸農業協同組合連合会専務理事遠藤肇君及び全国肉用牛協会専務理事内藤進君、以上四名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、本案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を御聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げますが、須藤参考人、平林参考人、遠藤参考人、内藤参考人の順序で、お一人十五分程度御意見を述べいただきます。その後、委員の質疑に対してお答えをいただきます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、須藤参考人をお願いいたします。

○須藤参考人 ただいま御指名をいただきました。全国農業共済協会専務理事をやっております須藤隆平でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、当農林水産委員会におきます農業法の一部を改正する法律案の御審議に当たりまして、参考人としてお招きをいただきました。この法律案に対しまして意見を申し上げる機会をお与えいただきまして、大変感謝に存じます。あわせて、この機会に心から御礼を申し上げる次第でございます。

しかしながら、農業共済の組織といたしましては、実は全国都道府県農業共済組合連合会会長の決定がございまして、先生方のお求めに十分おこたえできるような明確なお答えを述べるわけができません。このことをまず申し上げて御理解をいただきますのであります。

この全国会長会議の決定と申しますのは、案につきましても全面的には賛成できないが、法律案

についての積極的反対運動はしないというものであります。このような決定に至りますにはそれなりの経過と理由があるのであります。

昭和五十九年度に入りまして間もなく、ちょうど昭和六十年年度予算の概算要求作業の当初段階であります。農林水産省から、制度の見直し問題につきましても情勢といたしまして、かねて財政当局から問題とされておりました水稲の当然加入基準、農作物共済掛金国庫負担方式について、昭和六十年年度から何らかの措置をとらざるを得ない事態になってきているということが伝えられたのでございします。しかもその具体的な内容として、財政当局からは、現行の十アールないし三十アールという当然加入基準を三十アールないし五十アールに引き上げること、農作物共済掛金国庫負担方式は現在の超過累進によります負担を廃止したしまして二分の一の負担に改めること、また任意加入農家には当然加入農家と国庫負担に差を設けることなどを強く求められておりますことなどがわかつてまいりました。

このような事態になってまいりましたので、私も全国農業共済協会では、全国都道府県農業共済組合連合会会長会議を開催いたしました。このような情勢への対応策をお諮りいたしました。その結果、協会の役員のプロック代表によりまして制度対策委員会を設置いたしました必要なる対策を進めることになったのでございします。

この農林省でも、これらの問題につきましても、制度を改正するとして、その機会にどのような事項をさらに取り上げまして改正したらよいかの部内検討が進められておまして、その要点も私どもの方にいろいろと知らされてまいりましたのでございします。そのような次第で、全国の各県連合会では、制度改正全体の問題といたしまして、いろいろ部内検討をし、さらにプロックに持ち上げまして、プロックの会長会議で協議をいたしました。その結果を制度対策委員会の方々が持ち寄つて委員会検討したのであります。

その検討の際強い意見が出されたのが、当

然加入基準の引き上げ問題と農作物共済の掛金国庫負担を二分の一に改める問題についてであります。

当然加入基準を三十分の一ないし五十分の一に引き上げる問題に關しましては、まず経営規模の小さい農家が多い地域、これは特に西日本地方や大都市近郊、山間部で顕著であります。このようない地域では加入の減少や逆選択加入等によりまして事業運営が困難になるなど、共済事業の存続にまでかかる問題になるという事。言いかえれば、保険の手法をとっておりまして農業共済制度では、小規模農家も含めまして加入を促し、より安い掛金で安定的に事業を運営する必要があるのに、これが困難になるという事でございませう。

また、加入基準の引き上げによりまして未加入農家が散在状態になってまいりますと、相互扶助精神の強い農村社会を分断してしまふことになり、農業共済団体が取り組んでおります病害虫の防除など損害防止事業の効果的な実施が極めて困難になってしまふとともに、ひいては共済不要論の火種ともなりかねないという事。さらに、現在共済事業の円滑な実施と制度の普及推進等のために御協力をいただいております損害賠償員や連絡員の体制が崩れまして、共済事業全体の運営が立ち行かなくなるのではないかと、このこと等の強い意見が出されまして、加入基準引き上げにつきましましては、これは是認できないということであったのであります。

また、農作物共済の掛金国庫負担を改めます問題につきましても、任意加入農家と当然加入農家とで差を設けることは論外といたしまして、これを二分の一に改める問題につきましても、掛金の国庫負担割合が高率だから見直さなければならぬと言われているけれども、災害復旧事業など他の災害対策の諸施策の国庫補助は、補助率五〇％から被害の深度に応じて高くなっているのだから、農業共済制度が農業災害対策の根幹であるという観点があるのでありますならば、現

行の国庫負担は決して高い国庫負担補助率ではないではないかということ。また、時に異常な大被害をもたらすことのごさいます自然災害を対象としております農業共済制度にありましては、掛金の国庫負担は、災害対策の観点から、異常な災害に際する部分につきましては、極力、これを災害を受けたところの農家の負担にしないように国が特別に措置すべきではないかという意見などが強く出されたわけであります。

以上のような意見でありましたので、これをもち、先ほど申しました制度対策委員会といたしましては、制度改正問題についての考え方を取りまとめ、全国の会長会議に付したのでございませう。

それは、当然加入基準の引き上げは制度の根幹にかかわる重要問題であり、このことは水稲共済だけでなく他の共済事業に及ぼす影響も大きく、制度並びに組織の崩壊につながるおそれがあるの反対であり、現行政令基準は堅持すること。

もう一つは、農作物共済掛金国庫負担について現行方式を堅持することとし、これを二分の一にすることを、つまり超過累進制を廃止することとございませうが、これにつきましては反対である。最後に、果樹共済、園芸施設共済の事業責任分担の改善、果樹共済収入方式等の実現につきましても農林水産省に実現方の御配慮を願うというものでありまして、全国会長会議ではこのことおりの決定をいたしましたのでございませう。

これより先の段階で、今回の改正案では落ちておりますけれども、農林水産省の考え方の中には、豚の共済の掛金国庫負担を改善する考えが入っておりますので、これは当然実現するべきものとしております。また今回の改正案の中の農作物共済掛金国庫負担方式の合理化以外の事項、すなわち農業災害補償法の一部を改正する法律案要綱第一の危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入、第三の家畜共済の共済目的の追加、いわゆる肉牛の子牛及び胎児を新たに制度の対象とする事項、第四の果樹共済の共済金額の上限の引き上

げ並びに収獲共済の共済責任期間の特例、第五の園芸施設共済の施設内農作物についての病虫害事故の除外制の導入等は、それそれの組合が選択実施できる道を開くというものでございませうし、かねて全国会長会議の審議で実現方を要請した経緯のあることでもございませうので、これは結構なことであるということであつたことを申し添えておきます。

この決定に基づきまして関係者挙げての要請運動が進められ、また十二月五日の全国農業共済大会では、決議の第一項目で、農作物共済掛金国庫負担、当然加入制度等の根幹については現行を堅持することが採択されたのであります。その決定を受けまして、全参会者によりましてこの決議実行運動も幅広く展開されたのでございませう。このようなことで、国会議員の諸先生方の御理解ある御協力と農林水産省の格別の御努力をいただいたのであります。

その結果、昭和六十年度予算案の決定段階で、制度改正に係る基本的事項が取りまとめられまして、それによりまして、豚の掛金国庫負担の改善は見送られ、当然加入基準や農作物共済の掛金国庫負担の問題は財務当局の当初の要求よりは緩和されまして政府案の骨子として取りまとめられたのでございませう。すなわち、当然加入の基準、掛金国庫負担につきましては、強く団体が反発しておりました当初の案よりは、幾分現実的な内容となつたのであります。私たちは、これを農業共済団体の要望も幾らか組み入れられたものとして理解している次第でございませう。

農業共済団体において責任ある立場にございませう都道府県農業共済組合連合会長の皆さん方も、現下の財政事情等は十分承知されておるのでございませうが、そうだからといまして、大会決議のことでもございませうし、決してゆとりのあるとは言えない組合員農家の負担が重くなる事項を含む今回の改正案については、全面的に賛成というわけにもまいりませう。

以上のような事情で、一月二十九日開催の全国

会長会議において慎重に協議の結果、今回の農業災害補償法の一部を改正する法律案につきましては、初めに申し上げましたような、案については全面的には賛成できないが、法律案についての積極的反対運動はしないという態度をとることになったものであります。

なお、農業共済団体では、制度、事業をめぐる情勢がだんだん厳しくなってくる中で、六年前から、確かな補償実践運動という農業共済団体挙げての事業推進等の運動を進めてまいりつております。運動の基本は、農業共済事業の確実な実施と完全補償の実現、組合等運営基盤の再編整備、農業の変化に即応した制度等の実現という三つでございまして、具体的な事項といたしまして、昭和六十年度は、このたびの制度改正の動きなども考えながら、組合等運営組織体制を一層充実強化すること、損害防止活動、農家サービス活動を積極化し、損害補償との有機的結合を図ること、農業共済団体役員職員の自助機能を高め、職場を活性化することの三つの事項を取り上げ、これを実践して制度の機能を総合的に発揮することとしております。このようにして、農家から一層信頼される制度、事業の運営を実現するよう努力することを申し合わせ、新年度に入って全組織を挙げての運動を展開中でありまして、事態の変化に対応してまいりつていくわけでありませう。

しかしながら、これら事態の変化、地域農業の特性などに対応しながら成果を期するためには、事業全般にわたってそうでありませうが、特に、当然加入基準の緩和によって増大する任意加入対象農家が制度に進んで参加できるようにすることも重要でありますので、運動でも取り上げております。病害虫の防除等損害防止活動等によりまして農家へのサービスの拡充に努めるのはもちろんであります。各種農業関係施策、特に制度金融等の融資制度と農業共済制度との関連づけが重要になってまいりつてございませう。

また、団体事務費国庫負担金が昭和六十年度から定額交付金化されました。このことにも関連い

たしまして、事業の一層の拡充のために、団体としてのその地域その地域の特性に合った、創意とそれによる潤達な活動ができるように、規制の多い現在の行政指導を再検討していただくことが重要になってまいります。これらの問題は、共済団体としての機会にぜひ措置していただきたい事柄であります。

以上のような次第でございますので、何とぞ私どもの気持ちを酌み取りくださいますようお願い申し上げます。この法律案に対しまする意見にかえさせていただきます。終わります。

(拍手)

○今井委員 ありがとうございます。

次に、平林参考人にお願ひいたします。
○平林参考人 ただいま御指名をいただきました平林利夫でございます。私は、現在、北海道農業共済組合連合会の理事とあわせて芽室町農業共済組合組合長を務め、みずから三十六ヘクタールの畑作事業経営者の一員でもあります。

このたび本委員会におかれましては、農災法の一部改正に伴いまして広く意見をお聞き取りされるに当たり、私にも発言の機会を与えていただきましたことにつきまして、まことに光栄に存じ、委員各位に心より感謝を申し上げる次第でございます。

私どもの芽室町は、約一千戸の農家が平均二十ヘクタールの耕地面積を有しながら、小麦につきましては全体で四千ヘクタール、畑作につきましては一万ヘクタール、さらに家畜七千頭のすべてがこの共済制度に依存をしているわけでございまして、今回の改正の影響の大きさを非常に強く感じておる地区でもございます。ここで、同じ形態であり、さらに大きな規模を持つております北海道全体を眺めながら意見を申し述べさせていただきますと存じます。

第一に、農業共済事業につきまして気象条件は非常にかかわり合いの深い大きな条件でございますけれども、本州に比べますと恵まれた条件というものは一つもございません。そのあらわれとい

ましては、昭和五十五年から五十八年に至ります連続災害におきまして、本州各地と比較いたしますと非常に深い災害を受けているわけでございまして、こうした大災害を避けて通ることのできない宿命も背負っているのが北海道農業の特色であります。したがって、少しでもこうした災害を逃れるために、北海道は北海道なりの主産地を中心とした適地適作、あるいは適経営に至りますまで、十分に備えているつもりではございましたけれども、連続の災害はそれらも覆しまして、農家負債の増大を招き、農家経済の逼迫の度を強めているわけであります。

このような基調を背景にいたしまして、共済事業も、北海道全体といたしましては、水稲、麦を擁しております農作物共済、加えて畑作物あるいは家畜共済等三つの柱のほかに、果樹、施設園芸等を含めると、その補償金額も五千億を超えるに至っております。こうした多くの補償額を数多くの農家に約束をいたしました共済事業であります。昭和五十五年度には全道で八百六十三億円の損害額に達しまして、三百九十五億円を補てんし、引き続きまして五十六年にも、千三百十五億円の損害額に達しまして、三百九十四億円を補てんしたというわけでございます。

ここで、従来から農業災害の対策として農業共済とともにありました融資の問題を取り上げてみたいと思っております。十九年前にさかのぼりまして昭和四十一年度でございますが、この年も北海道では五百八十億円の非常に大きな損害を出したわけでございまして、当時その損害額に達しまして、一六％に該当いたします九十三億円を共済金で補てんしたにすぎなかったわけでございます。その反面、融資の方を見ますと、二九％に当たります百六十六億円でございます。その後の制度の条件整備の結果といたしまして、昭和五十八年には千五百三十一億円の北海道始まって以来の損害が発生したわけでございまして、このときのときに至りまして、損害額の四二％に当たります六百三十七億円を共済金で補てんしたのであり

ます。それに対しては融資の総額が一五％の二百三十六億円にとどまりまして、以前と比べますとその立場を逆転したわけでございます。さらに、家畜につきましても、例年死傷事故は七十億円弱の補てんをいたしておりますが、そのほかに目に見えない病傷事故に達して五十億円強の、合わせまして百二十億円の恩恵を受けているわけでございます。

これによりまして被災農家の再生産を確保し、結果といたしましては各地の農業協同組合にも実質的な支援を送ってまいったのでありますけれども、ひとり農業者だけがこの恩恵を享受していただこうというわけではございません。災害の非常に深く発生いたしました昭和五十八年度におきましては、北海道民の生活の活性化を期し、その効果ははかり知れなかつたのでありまして、当時、北海道の経済の危急を救ったとまで高い評価をいただいたわけでありまして。

このように、北海道の経済面でも農業共済は不可欠のものであり、さらに、農業も補助から融資政策への転換を迫られております中、多くの作物も行政価格で律せられております現在、農業共済は災害による減収の補完的な役割を担い、農政の安全装置を担当しております現実から、既に十分の担保能力を付与するにふさわしい条件を備えているのではないかと感じているわけでござい

ます。したがって、このたびの改正案に對しましては、これまでの改正と異なり、大変困るものと期待するものがあるわけでございまして、特に、制度の後退が改善を大きく上回ったというところに私どもは困惑をいたしているわけでござい

ます。その中心となるものが農作物共済の掛金庫負担別表改定であります。連続災害の後を受けまして、従来から三年ごとに設定をされておりました水稲、麦につきましては、北海道は一七％、これは水稲でございますが、麦につきましても七％上昇するわけでございまして、このたびの国庫負担の別表改定でさらに二〇％、麦は二一・七

％の影響を受けるわけでございまして、合算いたしますと、水稲で現行の四〇・四％、麦につきましては三〇・五％の上昇につながるわけで、北海道全体といたしましては、実績で約二十八億円の農家負担の増高につながるわけでござい

ます。ここで、もう少し具体的に私どもの芽室町の事態を申し上げますと、現在、十アール当たり農家負担掛金が四百円でございますが、今回の利率改定の分が十アール当たり二百八十八円、別表改定によりまして実千三百七十七円に達するわけでございまして、改定後の十アール当たりの掛金は五千七百六十五円に達するわけでござい

なお、果樹、園芸施設及び畑作物共済の高級インゲンの対象品目導入につきましては、特定する事項はございませんけれども、道連合会の理事の立場といたしましては歓迎をいたしたいと存じます。

私は、総合的に今回の改正案につきましては、全国的に意見を集約され、長い間検討を続けていたいただきました農業共済制度対策委員会の結論どおり、農家負担の増高につながるものに對しましては賛成いたしたいわけでございますけれども、改善策もあるもので積極的な反対は避けてまいりたいと存じます。しかしながら、今後のことにつきましては、もし後退があるということになりますと、私どもの立場から全く好ましいことではないといふことで、完全に歯どめをかけていただきまして、さらに、今回改善されました家畜共済の分野で、豚に対する掛金の国庫負担改善も期待していただいておりますが、実現を見ず、まことに残念であります。さらに、無傷ではありましたが、かねてから要請申し上げておりましたてん菜等の足切り問題を中心に給付の改善の強力な推進方もあわせて特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。以上で意見の供述を終わりますが、最後までお聞き取りいただきましたことに心から感謝申し上げます。終わりたいと存じます。(拍手)

○今井委員長 ありがとうございます。
次に、道連合会にお願ひいたします。

○道連合会 たいだいま委員長より御指名を賜りました日本園芸農業協同組合連合会、日園連の事務理事をいたしております道連合でございます。

農業法の今次改正法案につきましては、国会審議に当たりまして、本日参考人として意見を申し述べる機会を与えてくださいます、大変ありがたく思っております。

冒頭、本題に入ります前に、私は諸先生方に対して、全国八十万果樹生産者の共通した気持ちといたしまして、ぜひともお礼を申し上げますこと

でございます。

昨年四月、牛肉と並んでオレンジをめぐる日米農産物交渉が御案内のような結果で終結いたしました。四年後の再協議まで合意されたこともございました。果樹産地で果物づくりに励んでおります生産者たち、なかんずく大幅な減反を強いられておりますかんきつ農業者の受けた衝撃は極めて大きく、動揺も非常に大きかったでございます。

そうした事態に對処いたしまして、諸先生方におかれましては、いち早く総額四十五億円の緊急対策特別基金の造成を決めていただきまして、また、たいだいま参議院で御審議賜っております農業改良資金制度の中に新たに組み入れられます無利子の果樹栽培合理化資金の創設、さらには、先日の衆議院本会議におきまして可決成立させていただきました。果樹振興の実態に即した改正など、こうした一連の充実した内容の事後対策を、しかも極めて短期間に講じていただいたわけでございます。財政再建あるいは行革、市場開放対策の推進と、農政運営をめぐる環境がかつてないほど厳しさを加えてきておる今日の情勢に思いをいたせばいたすほど、生産者を励まし勇気づけていただき、また果樹対策の強化につきましては、諸先生方の御配慮に本當に感謝せずにはおれないわけでございます。ありがとうございます。

ところで、本題の農業共済制度の今次改正案について、私は果樹共済関係の事項に限定いたしまして生産者の立場から意見を述べさせていただきます。

諸先生方篤と御承知のように、農業生産の選択的拡大がかつてうたわれました当時、成長作物のエースといたしまして事実生産量が倍増した果樹農業ではございますが、昭和四十七、八年を境にいたしまして需給の基調がすっかりさま変わりいたしました。自來今日まで、まことに苦渋に満ちた長い過剰時代を経験してまいりました。ピーク時の栽培面積のちょうど三分の一にも相当するミカン的大幅減反を初め、新植の抑制措置がとられ

ております中晩かん、さらにリンゴ、ブドウ、オウトウと、果実総生産量の約八〇％を占める果実が、現在、減反ないし新植抑制の対象になっている現状であります。

胃袋満杯のこの飽食の時代の中で、一人当たりの果実消費量は依然減少傾向が続き、私もどおりしてもこれに歯どめをかけることができないでいる今日でございます。果物に対する消費者のニーズが確実に少量多品目型に変わってきて、しかも味や鮮度に対する選別が大変厳しくなっている昨今でございます。国産果実の生産量の二割にも相当します輸入果実も交えて、品質と価格をめぐると、果樹栽培に競争の時代が続いているのであります。果樹栽培に生き抜いていく道は、ともかく味のよい高品質の果実をつくり上げること、しかも単位当たり収量をいっぺん上げることで、そして果樹特有の隔年結果をできるだけ防いで高い単収をコンスタントに維持すること、つまり高品質、多収、安定生産に徹すること以外に手がないのでございます。

しかし、そうは申ししても、農業の宿命といたしまして、気象条件の変化に伴う作物の変動を個人の技術をもって克服するには限度がございます。とりわけ、年間を通じて気候の変化が大きいこの日本の国土で栽培する作物の中で、植えてから二十年あるいは三十年、それ以上に及ぶます寿命の長い永年性作物でありますゆえに、一年に一回勝負の稲や麦などのように、品種や栽培方法を變えて台風や雨の多い時期を避けるような器用さは持ち合わせないのであります。野菜のように一度種をまき直して短期間に収穫を上げるわけにもまいりません。被害の発生頻度が、例えば水稲あたりには比べましてずっと高くなる宿命を背負っております。しかも、一度被害を受けますと、その後遺症が次年度生産以降にまで残り、回復までに時間がかかるというケースも決して珍しくないでございます。永年性作物でございますゆえ、気象災害の影響を受ける頻度の高い果樹の

こうした特性を考えますとき、栽培農家の経営の安定を図ります上におきまして農業共済制度に期待される役割は、本来、一年性作物にも増して大きいものがあると考えます。この点を私は第一に強調しておきたいと思ひます。

しかし、それにもかかわらず、果樹共済事業の実態は、昭和四十八年の本格実施以来、既に十二年を経過しております。しかも、この間、五十五年に半相殺方式の導入や無事故農家に對する掛金割引制の導入を初め、果樹生産者が受け入れやすいような制度の仕組みに改めるべく大幅な改正が行われましたものの、生産者の加入状況が依然として低い水準にとどまっております。任意加入とは申しますものの、昭和五十八年の実績で見ますと、引受面積率が収獲共済で二六・三％、樹体共済に至りましてはわずかに五・五％にすぎず、五十五年の制度改正が果樹栽培農家の加入意欲の喚起にどれほどつながったものか、その効果を必ずしも確認できかねるような思いがいたすわけでございます。まことに残念なことでございます。

こうして、五十五年に大幅な改善措置がとられましたにもかかわらず、この制度が依然として果樹生産者から高い支持を得ていないこと、特に大方の見方といたしまして、果樹農業に生活がかかります意欲のある専業的農業者たちの間で魅力のある制度として受け取られていないことは事実だと思ひます。果樹共済に関する今回の制度改正に当たっては、このような現実についての厳しい認識を前提に置かなければならないと思ひます。そして、その実態についての克明な分析、そしてきめ細かな原因の追求をしつかりなされることを基本に据えなければならぬ、そういうふうに私は考えます。

こらあたりを十分に踏まえた上で用意されたものと思ひます今回の制度改正の内容について、意見を申し上げます。

改正の第一点は、従来、組合ごとに一律に定められておりました共済掛金率を改めまして、農家ごとの被害状況をグループ分けして掛金率を設定

できるようにしたことであり、料率を細分化することによって被害の少ない農家に対して掛金を低くする道を開こうとするものである、そういうふうな受け取っております。

もともと技術集約的な果樹作の場合、種作あたりと違ひまして農家の技術の平準化には限度がございます。特に価格の長期低迷に伴う採算難が恒常化したしておりますミカンの場合、同じ産地でも、私が先ほど申し上げました高品質、多収、安定生産を忠実に実行して生き抜こうとする農家と、片や、栽培管理の手抜きが目立つ農家と、この二種分化の傾向が、最近とりわけ目立ってきておるわけでございます、それが収量と品質の面にはつきり出てくるようになっております。こうした果樹経営の実態に即した改善措置として歓迎いたしますのでございます。

改正の第二点は、暴風雨またはひょう害のみを対象とした半相殺特定危険方式について、省令改正をもって新たに凍霜害を追加し、これらをセットで加入できる方式を新設したこと。さらにそれとあわせて補償水準を現在の七割から八割に引き上げることにしたことでございます。

栽培管理に熱心に取り組む、病虫害の発生が少なく優良農家の保険需要にこたえます上におきまして、自然災害のみを対象とした、しかも料金の安いこの特定危険方式の拡充強化が一番得策だと考えます。特に落葉果樹やナツミカンの栽培農家にとって危険意識の高い凍霜害を共済事故に加えていただいたこと、また、各果樹とも生産費が近年上昇傾向にありまして所得率が低下するなど、果樹経営の収益性の実態に対応いたしました補償水準の引き上げなど、特定危険方式についての今回の拡充措置は、掛金率へのね返りを考慮に入れたましてもまことに結構なことだと思います。

第三の改善措置として、果樹共済事業の引受面積の七割近くを占めます半相殺減収総合方式につきまして、共済責任期間の始期を発芽期あるいは常緑果樹の場合は開花期からにするようにいたしました。

まして、短縮できる道を開くことにしたことでございます。

現行制度では、共済責任期間が花芽の形成期から収穫まで一年半から二年にも及ぶほど長いだけに、当年産の収穫が終わります前に次の年の収穫される分の掛金を支払わなければならないということになりまして、農家にいたらずに負担感を与え、そのことが加入推進の上で障害になっている面もあると承っております。発芽期以前の被害が少なく落葉果樹の生産者から特に強く出されてきた要望であり、適切な措置と考えます。

以上を総括して申し上げますと、果樹共済制度のシステムについて政府が用意されました今回の改善措置は、いずれも果樹生産者がかねて要望してまいりました事項でありまして、これにこたえていただいたものとして、全面的に賛成するものであります。

私は、今回の制度改正の全体についてここで口を挟むことは差し控えてさせていただきますが、少なくとも、果樹共済に関する改正は、果樹経営の実態に即して生産者の保険需要にできるだけこたえようとした前向きな改善措置として受け取っております。したがって、ぜひとも早期に実現していただくよう、諸先生方の御協力をお願い申し上げます。

その上で私は、改正後の制度運営について改めて注文したいことがございます。

と申し上げますのは、果樹共済の制度を組み立てるシステムが、このようにきめ細かく改善いたしましたしても、それが産地の生産者、特に肥培管理に熱心で産地の中核となっている専業的農家に受け入れられ、その加入率を高め、ひいては保険収支の改善につなげるものかどうか、率直に申しまして若干の疑問を持たざるを得ないのであります。

果樹産地で共済制度への加入状況が思わしくない原因はどこにあるのか、被保険者としての生産者の間から出てきております意見を若干紹介いたしますと、まず一つは、掛金が年々上がり水準が

高いという負担感がつきまとつておるようでございます。もう一つは、制度の仕組みが難解でなかなか理解されにくいということであり、それから三つ目は、以前に比べても共済金の支払い額が少なくなっていること、そしてそれにつながることはございますが、基準収量量の査定が平年収量とはいはれなくても低過ぎるというような不満が特に精農家の間で強いようでございます。制度の仕組みと農家の損害感のずれがどうも大きく感じている方が多いのでございます。もう一つ、特に肥培管理に熱心な農家たちの間で、病虫害の被害まで面倒を見るこの制度は情義奨励ではないかと受け取る向きも強いというところを指摘せざるを得ないわけでございます。

五十五年に次ぐ今回の改正は、こうした農家側の不満に対処して保険設計上支障を生じない範囲で対応していただいた措置と理解してまいります。

それにいたしました上で、果樹共済の加入状況について少し立ち入ってみますと、例えば樹種別に比較した場合、五十八年の実績で、ナシや伊予カンなどいしネーブル等の指定かんきつ引受率は四〇%前後に達しているのに対して、ナツミカン、桃、ビワ等はいずれも一〇%台と低く、必ずしも被害の発生頻度に比例していないということであり、また同じミカンでも、名前を挙げて恐縮でございますけれども、例えば古い大産地として肩を並べる和歌山県と静岡県を比較した場合、片や六割台に対して片や一割にも満たないという差があります。それぞれの県の農業の中での果樹作のウェイトの差あたりが大きい関係しているとは思いますが、開きが余りにも大き過ぎるようでございます。さらに、同じ県内でも市町村の間で、また同一の市町村内でも地区によりまして加入状況にかなり差があるのも事実のようであります。

同じ制度の仕組みの中で加入状況に以上のような差が出てきているのはなぜか。いろいろな原因がございまして、想定される一つの大きな要因といたしまして、共済事業の第一線を受け持つ

組合の事業に取り組み意欲なり事務処理能力などの差が多分に影響しているのではないのでしょうか。組合段階における果樹共済の引き受け及び損害評価に係る事務処理が複雑煩瑣であることから、現場職員の事業推進意欲が低調にならざるを得ない面があるのではないかと推察いたしております。もしそれが事実でございしますならば、制度自体のシステムがせつかく改善されました現場でうまく対応できず、したがって農家の加入促進になかなかつながらない、つまり、せつかくの制度の改正が現場で十分に生かされないことがあり得るのではないのでしょうか。

今回の改正による料率の細分化にいたしましても、それを実施するかどうかは組合の判断に任されております。したがって、きめ細かく適正な料金改定がきちんとやれるものかどうか心配して

いるものでございます。制度運用面の事務手続についての合理化あるいは簡素化に中央におきましてもっと知恵を出していただくということと、あわせて、組合が果樹共済の業務を担当する専任職員を配置して、産地の実態に応じたきめ細かな、しかも適正な事務処理ができれば、合併等による体制整備をとまか

ず急いでいただきたいとお願いするわけでございます。

こうした組合の積極的な事業推進体制づくりに関連いたしました上で、私は農協に所属する立場からぜひとも申し上げなければならぬことがございます。それは、農業共済組合の果樹共済に関する事業運営に対して、地元の農協が役員を初めとして積極的な支援をする、協力を惜しんではならないというところであります。果樹栽培農家が共済制度に加入することは、農協にとって組合員の所得の安定につながることでございまして、ひいては農協自体の事業展開にも直接寄与するものだと考えます。組合の引き受け及び損害評価の事務処理の上で、農協の販売事業あるいは営農指導事業が所管する資料の提供が必要とされております。損害評

師員としての協力あるいは推進協議会の設置やその活動への支援も当然であります。いずれにいたしましても、果樹共済の事業推進に積極的に関与する組合は、総じて農協との協調体制がうまくできていると見て間違いないようでございます。

最後に、果樹共済制度の将来のあり方といたしまして、制度自体の基本にかかわります事項について希望意見を付け加えていただきます。

申すまでもなく、果実は、米のように流通チャネルが国によって統制され、作況のいかんにかかわらず生産者価格が一定しているものとは違いまして、完全競争の商品であります。したがって、豊凶変動がストレートに価格の騰落を引き起こします。気象災害で収量が減りました場合、価格の高騰によって手取り収入額がかえってふえているのに共済金が支払われるというような、矛盾した現象も起こり得るわけでございます。

考えてみますと、災害に対する農家の損害感というものは、生産量の減少より収入額が減ったことによる経済的損失であるとして間違いありません。そうだといたしますならば、農業共済事業が究極的には経営の安定を目指す制度であります以上、収量の減少よりは価格変動を媒介とする収入額の減少を基礎に置きました損失補てんの方法、すなわち収入共済方式の方が農家の損害感にマッチしたものだと言わざるを得ません。もちろん、こうした考え方に對しまして、作物保険として、災害とは全然関係なく価格変動によって生じた豊作貧乏の面倒まで見なければならぬのではないかとという反論もあることは承知いたしております。

ここで理論的な問題の追求はやめるといたしまして、ともかく五十五年の改正によりまして収入方式を最大限に生かした手法として災害収入共済方式が試験的に実施に移されております。この試験事業の経験を十分に踏まえまして、将来に向かって作物保険に収入方式を取り入れていただく方向で、その可能性について前向きに研究を急がれるよう強く要望する次第であります。

以上、参考人としての意見開陳を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○今井委員長 ありがとうございます。

次に、内藤参考人をお願いいたします。

○内藤参考人 私は、全国肉用牛協会の内藤でございます。

本委員会に御出席させていただき、参考意見を述べさせていただきます機会を与えていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

私は、本改正案のうちの肉用牛に關係のあります家畜共済の問題につきまして、若干意見を申し上げます。

家畜共済に關する本改正案の要点は、従来の制度では生後六カ月以上の牛を共済目的としておりまして、これ以下の子牛は共済の対象に入っていないものであります。ところが、今回の改正案によりまして、共済目的を拡大する、つまり肉用牛の子牛並びに胎児を新たに共済目的に加えることができるようにされたことであると承知いたしております。

御案内のように、肉用牛の生産は一部に繁殖と肥育を同じ経営で行う、いわゆる一貫経営が普及しつつございまして、現在の大多数の肉用牛生産では、繁殖を行つた農家と肥育を行つた農家とに分かれておるのが実情でございます。

そこで、繁殖農家においては、その生計を維持し、経営の拡大を図るための主たる財源が子牛の販売収入であることは申すまでもございません。その収入源であります子牛が事故に遭つて売れなくなつたり経済的価値を失うような事態になることは、その経営の維持に大きな支障となるものであります。このことは、ちょうど果樹におきまして收穫がなくなつた状態とよく似ているように思ふのでございます。加えて、家畜の場合には母牛の飼養管理に相當の経費をかけていますので、農家の感情からいいますと、それがそっくり報われなかつたというふうな感情を持つのではないかとこのように思ひます。

現在、肉用牛繁殖農家は約二十四万戸でございます。肉用牛農家全体の七割以上の比重を持つておるところでございます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはございすけれども、それでも一戸当たりの子取り用雌牛頭数は全国平均で三頭という状況でございます。しかも一、二頭飼い農家が全体の三分の二を占めておるという実情でございます。我が国の肉用牛素牛の供給は、このような零細な繁殖農家によって支えられているというのが実情でございますが、このような農家におきまして一頭でも子牛の損失が生じると、現在では一頭当たり二十万、三十万というかなり高価なものでございすから、その収入の減少は肉用牛経営にかなり大きな打撃を与えることになるわけでございます。

御承知のように、繁殖農家の中にはお年寄りや御婦人が牛飼いを担当しておられる事例も各地で見られるわけでございます。このような方々にとりましては子牛を売つたお金はいわば一年一度のボーナスのような意味を持つておると思ひます。このボーナスを失ふにしろが日夜牛飼いに励んでおられる方々が少なくないわけでございます。また、農業以外の就業の機会が少なく、しかもその農業自体も厳しい環境に置かれておられます山村におきましては、子牛の収入はボーナスや小遣い以上の意味を持つておると思ひます。

こういう方々にとりまして、売る子牛がなくなつてしまふ、あるいは病気のために多額の治療費がかかつてしまつたという事態が起きると、大きな失望にもつながりますし、以後の牛飼ひ意欲を喪失させる原因にもなりかねないと思ひます。牛飼ひを主業的にやっておられる方々にとりましても影響が大きいことは、もちろん言うまでもございせん。

このような事情もございまして、近年肉用牛生産者の中から、子牛を共済に加えてほしいという要望が出てきておりました。一部の地方では、農業団体等が自衛手段として子牛の事故に対する救済事業を講じておられるところもあると聞いておりますが、概して資金的に苦しい状況にございまして、せっかくの事業を廃止せざるを得なくなつたところもあるようでございます。こういうものはもつと大きな規模においてやるべきものとして、今回の改正案ができれば、これに移行したいと考えておられるところも多いようでございます。

子牛の死亡のような事故につきまして、全体から見ればわずかな比率ではあつても、被害を受けたその農家に与へる影響は、経済的なダメージが経営全体に影響を及ぼしかねないことは今申ししたとおりでございます。特に、かつて、昭和四十年代の後半でございすけれども、西日本を中心としたしましてアカバネ病と稱する異常出産、つまり死産とか流産、あるいは奇形子牛の出産などが相次ぎまして、繁殖農家に大きな影響を与えたことがございす。この病気がアカバネウイルスの感染によつて起こるものでございまして、蚊のような吸血昆虫が媒介すると言われている病気でございす。現在ではワクチン注射などの防疫によりまして、発生頭数はかなり減少はしておりますけれども、全くなくなつたという状況ではございせん。この病気が数年間隔で周期的に発生する病気であるとも言われておりますので、今後、いつ、どこでこのような被害が起きるかもしれない状況にあるわけでございます。

そういう意味におきまして、今回の改正案におきまして、現行の六カ月以上の牛に加えて、六カ月未満の子牛のみならず、妊娠八カ月以上の胎児まで共済目的に加えていただくことは、大変適切なことであると存じます。

御存じのように肉用牛の飼養は、国の各般にわたります施策と関係者の努力によりまして近年増加しつつございまして、現在、乳用種を含めまして二百五十四万頭になっておりますが、反面、現在の肉用牛生産は大変厳しい環境に置かれておる状況でございす。特に繁殖農家にとりましては、長期にわたります子牛価格の低迷によりまして

て、経営的にも大変苦しい情勢にあります。昨年の六月ごろには一時二十万円台に下がった子牛価格も、現在では二十五、六万円となつてきておりますように、価格の回復が見られるわけでございますが、まだ多くの道府県におきまして県が定めた保証基準価格を下回つておる状況でございます。子牛価格安定制度によります生産者補給金で支えていただいております状況でございます。子牛価格の低迷によつて増加した雌牛の屠殺も、最近、価格の回復によつて鈍化してきたとは言われておりますけれども、土地利用型農業の基軸とされまして肉用牛生産の進展と国民への牛肉の安定的供給を図るため、そのもとになります繁殖農家の経営の安定を図りまして、肉用雌牛の維持増大を図ることが当面の大きな課題であると考えておるところでございます。

このような繁殖経営の現状におきまして、生産者は国や県の御指導をいただきながら、経営の改善強化のために日夜努力しておる最中でございます。そのために、飼料基盤に立脚した経営内容の向上や、経済的、効率的な肥育の推進、あるいは家畜改良、生産効率の改善など、重要な課題目標と取り組んでおるところでございます。分娩間隔の短縮の問題とか、子牛の事故率の低下の問題など、こういった努力はまさに大切な問題であると考えておるところでございます。

しかしながら、今の肉用牛生産を取り巻く厳しいものもろの情勢を考えると、こういった課題が短時間で達成できると思えない状況でございますが、一日も早く肉用牛生産を足腰の強い体質につくり上げ、競争力のある産業となるように努力を傾注しているところでございますので、それまでの間、従来から肉用牛生産に賜りました助成、御援助に加えて、本改正案に盛り込まれた子牛等の共済制度のような災害補償の強化についても、特段の御配慮とお力添えをいただきたいと存じます。

以上、本改正案の家畜共済の問題につきまして賛成を申し上げまして、私の意見の開陳を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○今井委員長 ありがとうございます。以上で、参考人からの意見の開陳は終わりました。

○今井委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松田九郎君。

○松田委員 参考人には、大変お忙しいところ貴重な時間を割いて、私どもの委員会の審議に御理解と御協力をいただいておりますことについて、まずお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本員が質問をいたしますこの内容は、参考人にお尋ねするよりも政府側に尋ねたらどうかという点はあるけれども多いかもわかりませんから、その点はあらかじめお含みの上お答えになってしかなるべきだ、こう思いますからよろしくお願いいたします。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

まず最初に須藤参考人にお尋ねをするわけですが、今日の農業共済組合の合併問題ですが、全国的にこの趨勢を見てみると必ずしもうまくいっていないんじゃないか。いわゆる広域の合併、一郡一市などということもその中間的取り扱いとして出てまいっておりますし、まだ合併が緒についていない昔のままの小さい共済組合、言うなればこういう三つのグループに大きく分かれておるのじゃないか、私はそう思うのですが、この合併問題について須藤参考人はどのように対応しようとしておるか、あるいはその指導理念というものはどこにあるのか。

もう一つ、この問題に関連してあえて申し上げますならば、ややもすれば、末端の農業共済組合の合併の支障と考えられる中に人事問題がある。平林参考人のように、現場で長く土に親しみ、その経験があり、現にその衝に当たっておるあなたのような立場の人がやる時には必ずしも抵抗を感じないけれども、私の県なんかで言うと、農の字に何の関係もないといった政治家が、やれ連

合会長になるとか末端の支部長をやるとか、そういう者があるんだが、そういう者を組織の中に入れる体質に問題があるというように私は思う。だからそういうことについて、連合会のいわゆる最高幹部である須藤さんはどのようにお考えになっておるか。

もう一つ、農業共済と農協共済。これは私見だから党の意見ではありませんが、私見をあえて言うなら、現在のように国庫負担率が下がってきた等のこと考え合わせれば、私は屋上屋を重ねるような共済よりも、むしろ農協共済を、人件費節約、機構の簡素化からしてもこの際こそやってみたらという気もするわけです。そこら辺についてお考えを聞いておきたい。

○須藤参考人 ただいま御質問ございましたのはたしか三つにわたるのじゃないか、かように存じます。

第一番目のいわゆる組合の合併についての問題でございますが、実はこれは大変難しい問題でございます。名前にもございませう農業共済制度でございますから、共済という考え方が通る地域というのには、村とか小さく言えば集落になつてしまふのじゃないか、かように存じます。ただ最近、御案内のように通信、交通等かなり発達してまいりまして、そういった昔の村とか集落とかの中の関係がかなり広く及ぶようになってきているのじゃないか、かように存じます。一方、共済は保険事業ということで言われておるわけでございまして、保険という立場からいいますと、危険の分散をも含めまして区域が広ければ広いほど事業の効率がよくなるという問題があるわけでございまして、あわせて、経費等につきましても、そういうふうな広くなればなるほど合理化されてまいるといふ面がございまして、それが有意義では加入者の負担の軽減につながるということに相なるわけでございます。そういう次第でございますまして、大変難しいということを申し上げたわけでございます。したがって、地図の上で郡境なら郡境を追っていった線を引いてそのとお

りになるべきものだという問題ではなからう、かように存じます。いろいろ現にありますが組合等が十分話し合いをされまして、納得のいく範囲で、これは農家負担軽減のためにまた保険事業の安定化のためにもできるだけ広い区域にとまっていこうということが大切なものではなからうか、かように思うわけでございます。

〔島村委員長代理退席、衛藤委員長代理着席〕

それから、第二点の組合の役員と申しますか、その関係でございますが、組合定款等で御案内のように役員選任規定を持っているわけでございます。選任規定は組合員等、組合員からでございますが、組合員から適切な方が理事として選ばれ、理事の互選によりまして組合長等が決まるといふことになっておりますので、そういった内部で決めておられます定めにながらうものは大変いかぬことではなからうか、かように考えております。

三番目の農協共済と今の農業共済組合と一緒にやたらよいいのではないかという御指摘でございます。そういう考え方をとられる方もあるように、また過去にもございまして。ただ、御案内のように、農業協同組合の方はまさしく自治というものが貫かれていかなければならぬ、組合員農家の自主という面が貫かれていかなければならぬ。農業共済の方はいろいろな面で制約がございまして、国庫負担に絡みまして、あるいはまたこういった公的な保険事業という意味合いで非常に制約がございまして、したがって、一緒にするといふことにつきましては慎重な検討が要るのではなからうか、かように考えております。

以上でございます。

○松田委員 農業共済の従来の掛金が一律に適用されておるといふところに、未加入という未組織というのか、そこら辺の問題がやはりせぬかと思うのですが、地域なり費目なりによつて少し差を考えた掛金にしたならば、加入者はよりふえるし、効果が適正に発揮されるというふうに私は思

うのですが、常務理事の方ではどのようにこれを受けとめられておるか。

○須藤参考人 お答え申し上げます。

実は今の制度でも、これは地域別でございまして、地域を分けて掛金率に差をつけることができないようになっております。今回は農家群なり何なりでそういう差をつけることができるようにしようという考え方になっておるわけでございまして。これは、先ほど申し上げましたように、一方では共済は助け合いなんだから差をつけるということはどうなんだという意見もございまして。それから、そういうふうにした方が先生お話しのようによりいいのではないかと御意見もございまして。そういう意味合いからいたしますと、今回の改正案で組合が実態に応じてできるようにしているところは大変意味があるのではないかと、かように思っております。

以上でございます。

○松田委員 常務理事は、私の発言が悪かったと思うのだけれども、ちょっと誤解されていると思うのです。地域ということは今言われましたけれども、地域ということよりも、掛け放しでほとんど被害がないという地域なり農家、そういう意味ですね。だから、そういうものはデータに出てきておるわけだから、そこら辺を少し勘案をするような方法を検討してみたらどうかということをお話し上げておるわけです。どうですか。

○須藤参考人 ただいま先生から御指摘のございましたことにつきましては、具体的には掛け捨てが続くような農家、こういうお話でございましたが、そういう農家についてはある程度の無事戻しができるということで一つの対応がございまして。

それからもう一つの対応は、今回の法律改正によりましてそういった農家群で掛金を安くしていくということと対応しようということになっておりますので、幾らか問題は解決してくるのじゃないか。また、私も、もちろんこれから慎重に検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○松田委員 それでは次に、もう一つ農業共済についてお尋ねをしたいと思います。

水稲共済ですが、この国庫負担率が現行よりも今度後退するわけですね。五割ぐらい後退するのじゃないかと思っておりますが、これが今後の共済事業においては大変支障になってきやせぬかと思うが、この問題については、先ほど連合会としては余り賛成しかねるのだという意味がそこら辺にあると思うのですが、今後の取り組みとして、連合会はこちら辺ではどういうふうに対応しようと考えておられるか、その受けとめ方は今どういうふうにお考えになっておるか、そこら辺を聞いておきたいのです。

○須藤参考人 お答え申し上げます。

冒頭申し上げましたように、私どもの立場としては大変お答えしにくい問題でございまして。お話がございましたように、農家負担といたしましては全国平均でざっと一割上がるわけでございますから、今の経済事情なり全般から見ますと、これで結構ではないかというわけには決してまいらぬわけでございまして。ただ、私どもはいろいろな情勢の中で、今般改善になります事柄等々もございまして、この際反対運動はしない、こういう定めにいたしましたわけでございまして、なお各連合会、組合等によりましては、これに対しては現場現場の上がりぐあい等に対応いたしましていろいろな工夫を考えておるということだけを申し上げまして、お答えにかえさせていただきます。

○松田委員 内藤参考人に牛のことについてお尋ねをします。

さっきお話しのとおり、出生後ということに引き下げられたということと前進だ。胎児が八カ月ということになっておるわけですね。私の承知するところでは、胎児が八カ月になってから流産するなんというところは少ないですね。一番危険度というか流産の可能性のあるのは四カ月前後じゃないかと私は思うのです。そこら辺について参考人は一体どういうふうにお考えおられるのか、今後はこの点についてはどうあるべきだという希望なりそういうものがあればお聞かせ願いたいと思う。

○内藤参考人 胎児の流産の可能性が強いのは八カ月前後よりは四カ月前後ではないか、こういう御指摘でございまして。この胎児の流産の可能性については御指摘のような事情も確かにあるわけでございますが、必ずしもこれに集中しているわけではございませんで、やはり末期になりましてから流産を起こすケースもかなり生じておると理解しておるわけでございまして。したがって、八カ月前後という今度原案としてお決めになりました背景をいたしまして、共済において子牛と肩を並べられるような牛、言いかえしますと生まれてから死んだ牛と格差をつけないでということと考えますと、八カ月前以降になりますと生存の可能性を有しておることからこの点を原案とされたことと承知しておりますので、そういう限りにおいては八カ月前後の一つの物の引き方は妥当な線ではないかと考えております。

○松田委員 せっかくの参考人の御意見ですが、妥当な線じゃないかということとは本員は受けとめがたいですね。まあいいでしょう、きょうは参考人の立場でいらっしやっておりますから。これは政府にやかましく言います。

それでは、時間がありますので最後に遠藤参考人にお尋ねをいたしますが、従来、果樹共済に加入する関係農家がなぜ非常に少ないかということについてあなたの考えを聞いておきたいと思っております。

○遠藤参考人 お答えいたします。

先ほど意見開陳のところでお話ししましたように、産地の生産者の率直な意向といたしましてまず第一に上がりますのは、ともかく掛金が高いというところでございます。何に比べて高いかというように基準も一つあるわけでございまして、けれども、事実最近のミカンなりリンゴ経営の所得の確保の状況あたりから比しまして、掛金と所得とを対比いたしますと、間違いなく相対的に水準が高

いということはあるようでございまして。これも、保険の設計上被害率が高ければ掛金も高くなるといような理屈も逆にあるわけでございまして、けれども、農家の率直な気持ちが第一でございまして、その点と、それから共済金をもらう機会が少ない。そしてまた三割以上とか二割以上ありますと、仮に三割といたしますと二割から三割ぐらゐの被害の比較的小さいような農家の間でそういうような批判といえますが不満が多いということとでございます。

もう一つは、これは前提でございましてけれども、そういう果樹の性格からいたしまして、私も自身といたしまして、制度を理解するということが非常に難しいとございまして。この制度をもう少しわかりやすく、例えば基準収穫量が一般に低いという農民の不満に對しまして、その場合に農家は被害なりせばという期待単収、期待収量を頭に置いて基準収穫量が低いという言い方をいたしますけれども、保険の場合は平年作でございますから一定の被害が加味された水準でございまして。そこら辺の理解の仕方の問題もあると思っております。

それから、先ほど申し上げましたように果樹の最近の傾向といたしまして技術差が非常に激しくなっております。昨年のあの異例のミカンの凶作のときにおきまして、熊本あたりの産地で四トンぐらゐをとっている農家、四トン半ぐらゐをとっている農家も出ておるわけでありまして、そういうような農家からしますと、病虫害の発生に面倒を見る制度ということにはどうもなじまない、やはり自分の力でどうにもならない自然災害というふうなことで以上に出るものについては制度自体のあり方に疑問を持つ、そういうことにおきまして特定危険方式というものを今後果樹共済のメインにして育て上げていく必要があるのじゃないか、こういうふうにお考えを申し上げます。

○松田委員 今の御意見、それもそうです。一番園芸関係に未加入者が多いのは、何とていっても単年度で農業共済を整理していつている、そこ

ら辺に問題がある。ほかの農業共済であると長期にわたってやる。これは単年度でやる、掛け捨てでやる。そういうことで、被害のないところの特に園芸農家からすると、しょっちゅう掛け放しだ、捨て銭だ、こういうことにもなっている。で、今後の問題については五年なりという式に少なくとも年限を、今の園芸というのは永久農作物だから、そういう永久農作物については少年限を延ばす、そういうこと等について連合会としては考えておられるかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思う。

○須藤参考人 ただいま、言いますならば中長期の共済を仕組んでみたらどうかというお話でございます。私どもの方でも果樹の担当者を集めまして何度も検討しているわけですが、そういう声もないわけじゃございませんけれども、うちの農業災害補償は補償制度自体、つくりが短期の考え方になっているのでございまして、よほど慎重な検討をした上でないと農林省へ持ち込めないということになっております。せっかく勉強させていただきたいと存じます。

○松田委員 終わります。

○衛藤委員長代理 新村源雄君。

○新村(源)委員 参考人各位には、御多忙のところ農業災害補償法の一部改正につきまして大変貴重な御意見をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げますと同時に、農業災害補償法を通じて農家経済の安定あるいは日本農業の発展のためにそれぞれ立場で日常御努力いただいておりますことに、あわせて心から敬意を表する次第でございます。

今回提案されております農災法の改正の骨子は、既に御案内のとおりでございますが、一つは危険段階別の掛金率の設定を一つ新たにする、さらには水稲の当然加入の面積を引き上げる、あるいは農作物共済の共済掛金庫負担率の引き下げをする、さらには家畜共済の目的を追加する、果樹共済の共済金額の上限の引き上げ、また園芸施設共済の施設内の農作物についての病虫害事故を

除外をした、こういうことになっておるわけでございます。私ども、今回のこの法律改正を通じてまして園芸共済あるいは家畜共済の一部に多少の前進は見られましたけれども、この共済事業の根幹であります当然加入の面積の引き上げ、もう一つは国庫負担率の引き下げ、こういうものは今後の農業共済に非常に大きな影響をもたらすのではないだろうか、こういうことで憂慮しておるわけでございます。

そこで、第一点は、須藤参考人にお伺いをいたしますが、今度の当然引き受けの面積を二万アールから四十万アールにしたということで、一体それだけの階層の農家がどのくらいあるのかなということ調べてみますと、十アール未満の農家が十六万六千戸、それから十アールから十五アールの農家が二十七万戸、十五アールから二十万アールの農家が三十万四千戸、合わせて七十四万戸、さらにこれが全共済受益農家のパーセントから見ますと実に二・三・八％に上るわけです。ですから、農家戸数の上からいいますと約四分の一近くが対象外、いわゆる当然加入から外れている、こういうことになるわけでございます。

先ほど参考人の御意見にございましたように、地域が加入農家群とそれから非加入農家群とが点在をしていく、農業の集約的な状態から見ても好ましくない、こういう御意見でございましたが、こういう点について組合員、あるいは今の二十アール以上四十アールという、そういう中で組合や地域がどういう影響を受けるか、こういう点についてもし試算が何かあったものがございしたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○須藤参考人 ただいま当然加入ラインの引き上げ問題に關しまして御質問をいただいたわけでございます。今の耕作規模からすればこうこうなるんじゃないかという具体的な数字のお示しもいただいたわけでございます。ところが、これは全体の数字としてはそういうことでございしますが、実は現在でも十五アールとか二十アールとかという、あるいは三十アールという定めをしている、

そういう組合もあるわけでございます。既にそういうことで当然加入ラインに達していない農家がその三十アールなり二十アール未満でも現にあるということがまずございします。

実はそんなことで、今回の引き上げに伴いますどのぐらいの影響が出てくるのだろうかということ組織を通じて調べてみたわけでございます。この数字必ずしも正確かどうか、農林省の方からまた後で御指摘をいただかなければならぬわけでございますが、それによりますと、今現に当然加入ラインを十アールなり十五アールに決めておるといふところが、これは県の数にして影響が出ます組合を持ちますのが十八県ほどあるわけでありまして、十八県ほどございまして、その中で組合の数でございますが、手を加えなければならぬところが二百八十三ぐらいあるのじゃないだろうか、こういう見方でおるわけでございます。その中で任意加入の面積の割合大きいところ、例えば七〇％以上も任意加入があるという組合はどのくらいあるのだろうかという、十四組合ぐらい出てくるのじゃないだろうか、こういう見方をしておるわけでございます。

そんなようなことで、組合によりましては大きな影響を受ける、極端なことを申し上げますと、二十に上げました場合に当然加入組合員が一人もいないという組合も島根県等にありましては出てくるわけでございます。農災法の設立なり何なりといった面、手続等から考えましても、そういうところがあつていいのだろうかという疑問は実は私も禁じ得ないわけでございます。

そういうようになって非常に大きな任意加入が出てまいりますと、実は小さい規模の農家は皆被害が高いのかといふと、現在御案内のようにほとんどが一筆単位共済のところが多いわけですね。一筆単位共済の場合ですと、小さい農家の場合、これは割合被害を受けないという農家とそれからよく受けるという農家が分かれる傾向を持っております。そういうことから、任意加入だというところになりますと、被害の割合出る農家が加入

してきて、被害の出ないような農家は加入しないということが起こり得ますから、そうなりますと、そういう小さい農家が加入者の大部分を占める組合にありましては、水稲経営、水稲の事業が安定的に運営できていかない、こういうことになろうかと思っております。そういう面では、実は事業の面でも大変心配しておるということを申し上げまして、お答えにかえさせていただきますかと思っております。

○新村(源)委員 先ほど松田委員の方からも触れておりましたが、組合の広域化というものがございまして、当然加入の基準を引き上げることによってさらに促進されるのではないかと気がするのですが、そういう影響についてはどうですか。

○須藤参考人 お答え申し上げます。そういうところは実はあろうかと存じます。しかし多くは島根県とか何か問題が出てくるわけでございますが、そうなかなか簡単には合併というわけにはいかないという地域が残る可能性を持っております。

以上でございます。

○新村(源)委員 組合の段階では非常に困難な状況に追い込まれることは事実であるというふうには私も考えております。そこで、今回危険段階別の掛金率の設定方式が出たわけですが、先ほどから御意見をお伺いしておりますが、果樹等についてはこういうことが非常に歓迎される、こういうふうにおっしゃっていただきました、今また須藤参考人の御意見をお伺いしました、これをうまく運用をやっていけば、かえって危険段階別の掛金率の設定というところは好ましいというふうな面もあるかと思っております。しかし、これは特に平林参考人の御意見をお伺いしたいわけですが、北海道等のいわゆる共同作業、共同収穫をやっているような作目等についてどういうようにこの方式が適用されるかということについてお伺いしたいと思います。

○平林参考人 ただいま新村先生の方から御質問のありました危険段階ごとに料率設定ということ

か、こういう奴がするわけです。もし農家の災害

なしと科学的にこれを多少し基準を設けて扱

このいふ後賢問かこさし言した オルファタインの

ますから、今回和との立場から見れば根柢を揺

るがすような後退である、こういう受けとめ方をしておるわけでございます。しかし、それぞれの団体では一応の受けとめ方としては、この法案については反対はしない、こういうことでござい

すが、実は私も北海道の単位共済の組合長をやっております、これ以上もし後退をしたら農業共済そのものがもう農民からそっぽを向かれて崩壊するのでないかというような危険性を感じております。したがって、それぞれのお立場において、これ以上絶対後退しない、そしてまた一定の時期が来たならばもとに復元をしていく、こういうようなお立場でこれからはひとつ院外において取り組んでいただきたい、こういうことをお願い申し上げます、私も一生懸命やるということをお誓い申し上げまして質問を終わりたいと思

います。どうもありがとうございます。

○日野委員 参考人の皆さん、きょうはどうもありがとうございます。非常に参考になりました。きょうきょうおおいでくださいましたのは本当にすぐれて実務的な皆さんでございますので、そういう観点からいろいろお話を伺いたいと思います。

まず、今度の共済掛金率の見直し、これによって非常に大きく農民負担がふえてくるように思

います。さつき平林さんでございましたか、ただただ困るの一語だ、こうおっしゃったわけであり

ますが、私も全く同じような感想を持つわけ

でございます。

ただ、そうばかりも言っておられませんか。こ

うやって負担がふえてくる、このことについて組

合員に説得しなければいけません。そうしてさらに、共

済に入ってください、こう言わなければならな

いわけでございます。このところを皆さんど

ういうふうになさるおつもりなのか。こういう

システム的には負担が上がるのだが、何とか急激

なショックというものを和らげる、そういう方法

を私なんかもいろいろ考えなければならな

いと思っておりますが、どういふことを考えにな

っておられるか。余り時間がないものですから、須

藤さんと平林さんにこの二点について、それぞれ

の立場からお述べいただきたいと思

います。

○須藤参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、ところ

よりましては大変な上りになるというこ

とは先ほど平林さんの方からお話があ

ったとおりでございます。しかし、実は逆に、今回の料率改定も

絡めて考えまして、そう大きくはないというところもあるわけ

でございます。したがって、非常に困ったというところもござ

います。このくらいならいろいろ工夫をして農家組合員の方々に何とか御理解いた

だけるのではないかと、いろいろ工夫の仕方を研究している、工夫しているところも

あるわけでございます。

現場では大変きつい立場にあると思

って私ども心配しておるわけござ

います。私どもも実は連合会の参事によります検討の場

面を持ちまして、いろいろな知恵の出し合いをしております、

そういう面です。できるだけ適切な措置がと

られるように対応を考えていかなければならぬのじやないか、かように考

えております。

以上でございます。

○平林参考人 二つの御質問でござ

います。私どもがその具体的な対策といたしまして、ぜひこうしていただければ一挙に解決とい

うことが一点ござ

います。

それは、先ほどまで申し上げました

けれども、私どもの小麦の被害につきま

しては、料率設定上二十年間の被害をい

い込むわけでございますけれども、その中で昭和四十五年から数年間、実は

冬枯れ防止の水銀剤が禁止された時期がござい

例の延長といいますが、逆になるようなことになると思いますが、一つのそういった水準あたりでお決めいただくようなのがとりあえずのスタートではないだろうか。今後そういった問題について何かもう少しいい基準でも出てまいりますれば、そういうときにまた御研究いただければというふうな感じを持っております。

○日野委員 今、内藤さんお話しになったように、政令では大体母牛の二割程度ということ、どうやらそこの方向に進んでいきそうなんですすが、こういうときはどうもここで思いのたけを言っていた方がよろしいわけですね、今お話ありました、これからはどうぞ皆さんも御遠慮なくひとつお話をいただきたいというふうに思っています。我々が伺って我々が聞くのですから、政府や何かに余り気兼ねなさらずに、ばりばり言うていただいて結構であろうかというふうに思うのです。

それから危険段階別という一つの方法は、これは私も合理的なものも含んでいることはよく存じていますけれども、じゃこれを一つの組合の中で現実に行っていくということが実際に可能なのかどうか。このことによってもたらされる障害というものが幾つか指摘をされているわけでございますけれども、これも余り強くは推せないというふうな現状はございませんでしょうか。いかがでしょう、この点は須藤さんに伺いたいと思います。

○須藤参考人 お答え申し上げます。

今、先生のお話のとおりでございます。現に一部のところではわしのところではすぐやりたいと言っておりますし、わしのところではとても共済ということではできないと言っております。これは強く推すことはもちろんでございますが、それは現場現場で合った選択がなされるもの、かように思っております。

○日野委員 もちろん今度の制度改正自体は画一的に推し進めるといえるものではございませんけれども、ややともすると農水省あたりのお役人は、こういうふうになったのならこれはみんなやる

べきだというふうなことで、そっからの指導が強まるというふうなことも十分考えられるわけですね。そういうときには、私こうやって見ている、村落共同体といいますが、そういったものの中でこれを画一的に推し進めていって、部落的な相互扶助の一つのシステムを崩すというふうなことになることを非常に恐れます。どうなんでしょう、これは実際の組合としても画一的にどこまでも強引にということまでは考えないというふうに向ってよろしくございしますか。須藤さんにまた重ねて伺います。

○須藤参考人 今までの選択の道を開かれたときの例を見まして、いろいろ農水省の方で考えてみてはどうかといったような誘いのあるような場合はありますけれども、それ以上に強くやれといったような場面というのは余り聞いておりません。こういった選択の問題につきましてはそういうこととでございます。

ただ一つ、ここでもちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、例えば当然加入基準につきまして、現在十から三十ということに決まっておりますが、これは都道府県知事が定めることになっていくわけですね。組合等が決めるといふよりも都道府県知事が定める。それを行政ルートで上げるといふ、そういう行政で始末し得るものにつきましてはあり得る場合があるのじゃないか、かように心配をいたしております。

以上です。

（衛藤委員長代理退席、委員長着席）
○日野委員 その心配を我々ももっとかりと受けとめて、ちゃんとした処置ができるように努力をしたいというふうに思っています。

私のところは何しろササニシキ地帯なものですから、水稲のことが非常に気になりますので、水稲共済について伺っておきたいと思っています。

また須藤さんにお願いたしますが、当然加入基準が引き上げになりますね。引き上げになりました二十アールということになりますと、これはうちの方でもかなり大きい部類です。そうすると、そ

れだけを相手にしていたのじゃとても間に合いません。もう当然、任意加入を一生懸命促進をしなければいかぬ。ただ、うちの方でも私非常に気になってしょうがないのは、今までも、先生、共済、あれはやめられないのでしょかねという質問がどこへ行っても非常に多いのですよ。私、こりやうて見ている、水稲農家のかなりの部分は、できた共済をやめたいという気持ち半分の人が大分になっているのですね。そういう中で任意加入を促進する。これはやらないとだめなんです。例えは防除をやるといふ。あそこからは加入してないところの田んぼだ。では、あそこまで行ってずつとまたヘリコプターを回してどこかにやる、こんなことはなかなかできることではありませぬ。それから、坪刈りや何かやるにしても周辺を見なければこれはどうにもなりませんからね。それを、あそこは入ってないところの田んぼだからちょっとアンタッチャブルよ、これもまたできない。どうしても任意加入を促進しなければいけません。どうやったら促進できるか、ひとつ教えてください。

○須藤参考人 大変難しい御質問でございます。これはいろいろ農家にできるだけのサービスをしまして、今お話がございましたが、損害防止、そういう面と、さらに一層の普及を図るといふうな面等々、いろいろな面で最大の努力をしようかというのじゃないか。どこまで報われるかは熱意次第じゃないかといった気持ちで各組合等が当たろうじゃないかということで、この任意加入農家の対応につきましてはそういうことを言っております。そのことだけお伝え申し上げまして答弁にかえさせていただきます。

○日野委員 これは、逆に私が聞かれたりしたってなかなか難しいお答えになろうなというふうに思いますが、何かわせていただきました。本心に悩みのほどがよくわかるような感じがいたします。それからもう一つですが、共済組合をできるだけ合併して体制を整えろ、こういう指導でずつとやってきておりますね。これが今の時点ですつと

見ていまして、それはうまくいっているところもあるでしょう、しかし、余りうまくいかないところもかなり見受けられるようです。特に役員の出についていろいろなたたがなかなかな絶えませぬし、それにまた職員が絡んだり、それで内部の統制もなかなかきかない。そして、先ほど遠藤さんの方からも指摘がありましたけれども、非常に煩雑なものにに対応できるだけの事務処理能力もなかなか備わっていないというふうな状況がありますね。これはそういった組合そのものの組織をも引き締めていく、このことが今大事だといふふうに思っているのですが、御意見をひとつ須藤さんにお聞かせいただけますでしょうか。

○須藤参考人 先ほど松田先生の御質問でもお答え申し上げましたように、組合の区域と区域の間の程度が一番いいの、組合の区域の広さの程度というよりも、そういう中の人を含めての話でございますが、大変難しい問題でございます。したがって、今先生一つ一つお話をございましたように、また進めてどうだという話でもございません。今まで出てまいりましたのが約六〇％近くの市町村を含む組合になっておられるわけでございますけれども、これはそれなりにいろいろ努力をしましてまとめたのだらうと思うのです。

これから、何かそういう計画を持ちながら話し合いをしていくところは、先生ただいま御指摘のいろいろ役員の問題あり、職員の問題あり、その他いろいろございまして、事業の面にもあることはあるわけでございますが、なかなか難しいのじゃないか。しかし、先ほど来御審議いただいておりますように、仕事自身も大変広がっております。私、先ほど申し上げましたように、農家負担を軽減することを考えていかなければならぬ、いろいろなこと、保険の事業の安定も考えなければならぬということになってまいりますと、今の時代ではもう少し広がっていいのじゃないかということ、関係者の方々の意思の疎通の図れる範囲で広い区域でもって組合がつくられるべきじゃないか

して今後取り組まなければいけないか、その点ひとつ聞かしていただきたいと思うのです。

○遠藤参考人 先ほども申し上げましたように、果樹の場合ですと、同じ農家の園地でもその地形条件によって収量も違いますし、また同じ条件のところでも技術の差によって非常に収量が違うというところがございます。特に果樹共済の場合、被害統計自体の整備も非常に立ちおくれておるのじゃないかというようにも私は考えます。したがって、現在の基準収量の設定の手法なり考え方というように前に、やはりこの果樹共済の基準収量をきちんとかむような、データの集積というのを急いでいく必要があるのじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、これは水稲の場合あたりに比べて、特にこの基準収量と農家の受けとめ方というもののずれが非常に大きいように感じますけれども、やはり果樹の場合は先ほども申し上げましたように技術が平準化しておりませんために、この基準収量の設定そのものが、同じ地域におきまして、細分化するにいたしましてはもう個々の農家まで行かなければならないというように、特に最近のようにいろいろな栽培管理の熱の入れ方も二極分化をしているような状況でございますから、やはり現地において地道にデータを集積していくというのを時間を少しかけなければならぬんじゃないか、こういうふうに思います。

○武田委員 それから遠藤参考人にもう一つ。先ほど災害収入共済方式の研究をして今後いろいろな対応をしてもらいたいというようにお話をしておられます。この可能性といいますか、遠藤さん自体の個人的に、こういうふうなやればこの方式というのは農家に受け入れられる、あるいはまた非常にいいかという、何か御意見があったら、もう少しこの方式について聞かせてもらいたいと思うのです。

○遠藤参考人 私専門家でございますので、若干保険設計上の問題にずれておる点があるかもしれませんが、

れませんけれども、現に五十五年改正におきまして、特定危険方式と災害収入方式というものが実施されております。しかし、残念ながらこの実績が伸びていないということも私承知いたしております。また、その中におきまして、愛媛県におきましては完全な収入共済方式というものを県費の協力を得て実験しておるということもございまして、したがって、やはり作物保険、特に危険分散とかいろいろな理論上、設計上の問題はあります。思いますけれども、せっかく試験的に実施してきた事業でございますから、この経験をもっと活用し、また具体的な運用面でのいろいろなメリット、デメリット、こころあたりを農林水産省の方でひとつ前向きに掘り下げていただくという、そのことを私は最後に申し上げたわけでございまして、現在のところ私はそういう立場で考えております。

○武田委員 内藤参考人にお尋ねします。先ほど牛の病気の問題が出ましたね。これに対して、その根絶といいますが、国にこういう点をもっとしっかりやってくれというところがあったらお話しいただきたい。やはり、保険を掛けて病気がなくなったからといって払ってもらいよりは、健康でいいものを出していただく方がいいのは当然前で、それから、病気になる、元気でちゃんと処分できるといふことの方に力を入れていくのも大きな問題じゃないかと思うので、その点の考えをひとつ聞かしていただきたいと思っております。

○内藤参考人 お答え申し上げます。病気の防除の問題はこういう保険制度のいわば基本的問題として重要な問題だと考えておりますが、今度対象になります子牛等の家畜に關しまして、特に多い病気が風邪とか感冒とかというようにないいわゆる呼吸器病あるいは消化器関係の病気、下痢のような病気が初生段階でかなり多いのが実情でございますし、その他小さい段階ではいろいろ抵抗力もまだ弱いということもございましていろいろの病気がございしますが、要は家畜を飼っております農家の技術なりそういう予防の励行の問題だろうと思っております。

したがって、今そういうものに対しての意見ということで申し上げます。国の方に、さらに予防技術の普及それから農家に對するそういった問題の徹底、御指導、こういったものを、今もかなりやっていただいておりますけれども、さらに強化していただければいいのではないかと、いうふうに考えております。

○武田委員 最後に須藤参考人と平林参考人に聞きたいのですが、共済の予算が少なくなりまして、減らされていきますね。ですから、組合の運営上にいろいろと支障を来すのではないかと心配しているわけです。多いのは人件費等々でしょうけれども、働いている以上はベースアップもしてあげなければいけないし、この方々は忙しいのです。第一線で苦情ばかり受けて御苦労が多いのです。だからそれだけに、こういう財政的な切り込みによって組合の運営、組合員に対する士気に相当影響があったのではお気の毒でありますから、こういう点をしっかりと守ってあげなければいけないと思うのです。どうもことしなども前年比三十三億の減額などというふうになっておりますが、こういうことで安心して組合の運営ができるものかどうか、努力すれば何とかやっていくものかどうか、あるいは大変なのか、その現状を聞かしていただいて、この程度のこととは何とか国の方で面倒を見るべきだということがあれば、ひとつお二人から御意見をちょうだいしたい、こう思っています。

○須藤参考人 ただいま御指摘がございましたように、今回の定額化によりまして団体事務費がかなり減っております。その次に、た、ベア後補正が行われて、その次に当初ということになってくるわけでございますが、ここ何年かは、前年度の補正後よりも次年度の当初の方が事務費関係が少ないという時代が続いてまいっております。農業団体ではそういう中で事業推進、特に先ほどちょっと松田先生からお話

ございました任意共済などに絡んでございまして、建物共済等の推進によりまして何とか事務費部分を確保するという努力をしておいてまいったわけでございまして。

これから後どうなのだというお話でございまして、まさに私も先生と同じように先行きを心配しております。ベアの関係の補正がなくなるといふわけでございまして、そういう意味で大変心配をしております。やはりベアとか物価の状況等に関連いたしまして、適切な時期に必要なものを埋めていただくということをぜひお願いしたいかなければいけないのではないかと、努力はいたす所存でございます。

○平林参考人 予算が減ったの対応策ということでございまして、実は私どもの組合におきましては、現在、事業規模点数が十七万点でございます。それを獣医師も含めまして十六人の職員で処理してまいっておりますけれども、ここに鈴木宗男先生あるいは新村先生もおられますけれども、私どもの帯広を中心とした一市十九町村に置いてあります組合全体といたしましては現在二百万点でございます。それから、ほかの府県に比べますと、はば福島県と大阪を合わせたぐらいの陣容規模を持っております。今回の、予算が減額されていくような時代にありましては、一人一万点を処理しなければ、楽な安定した、しかも組合員に共済制度の恩恵を受けてもらえる組合の運営はできないということで現在進めているわけでございます。

私が承知している状態としてはその程度でございますので、終わります。

○武田委員 大変ありがとうございます。終わります。

○今井委員長 次に、菅原喜重郎君。

○菅原委員 参考人の方々は、御意見の陳述並びにお忙しいところ御出席ありがとうございます。

た。

○須藤参考人 先ほども申し上げたのでございますけれども、平均で一割ということでございますけれども、これは、ところによりましては、ごくわずかなところとかかなり大きいところとあるわけでございます。それに加えて、実は今回、農作物共済につきまして掛金率の改定が行われております。これで、地方によりまして下がりましてところと上がりましてところとございまして、全体としては若干下がるという形になっていまして、その影響が、ちょっとのところを工夫すれば何とかできるというところ、かなりいろいろ工夫いたしましたけれどもならないといつたことで、先々非常に心配されるところと両々あるわけでございます。

○須藤参考人 ただいまの御質問ですが、ちょっと聞き取れないことがあります。御無礼申し上げますが、こういうことでございましょうか、当然加入ラインの引き上げ問題と掛金の国庫負担引き下げ問題、これは団体として、どうもはつきりしたことでないけれども、つまり全面的に賛成じゃないけれども反対運動はしない、これはどういう経過でそう決めたかということでございます。

○菅原委員 そのこと、財政当局、農林水産省の考えの突合せが何か事前になかったわけですか。そのことを聞きするわけでございます。

○須藤参考人 決まる前に、事前に話が合ったか、それを了解したかという意味合いでございます。——私どもの方ではこれは賛成できないというところで、はつきりと組織として申し上げたわけでございます。

○菅原委員 実は、私もこの共済制度の後退、この負担がもろに農家にかかってくることに對しましては反対でもあり、また心配しているわけでございますが、協会としてはこういう負担増を、そのまま試算を単純にならして農家負担の方に持っていくのかどうか、あるいはいろいろな経費節減とか何とかその他で、幾らかでも農家負担を軽減させようとしているのか、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○須藤参考人 先ほども申し上げたのでございますけれども、平均で一割ということでございますけれども、これは、ところによりましては、ごくわずかなところとかかなり大きいところとあるわけでございます。それに加えて、実は今回、農作物共済につきまして掛金率の改定が行われております。これで、地方によりまして下がりましてところと上がりましてところとございまして、全体としては若干下がるという形になっていまして、その影響が、ちょっとのところを工夫すれば何とかできるというところ、かなりいろいろ工夫いたしましたけれどもならないといつたことで、先々非常に心配されるところと両々あるわけでございます。

ただ、共済団体といたしましては、先ほどもお答え申し上げたわけでございますけれども、そういうふうになった場合には、何とか滑らかに農家の方々が納得できるような努力をやつていかなければならぬじゃないかということと考えていこう、連合会の参事などでも集まりまして、いろいろ工夫を合せているというところでございます。

○菅原委員 もう一つ、今、合理化の一端とでもいいますか、広域合併が促進されているわけでございます。これは、協会もまた国の方でも進めているわけなんです。このことによつて幾らかでも事務経費の節減がなされれば当然なわけでございますが、ちょっと事務的な面でお聞きするわけですが、市町村管組合との整合を、合併するときという方針で持つていこうとしているのか、お聞きしたいと思ひます。

○須藤参考人 これは私からお答えるのが実は適切かどうかという点があるわけでございます。(菅原委員「協会としてよろしゅうございませう」と呼ぶ) いや、私どもの方で指導とか何かという立場をとつておりませんので、そういうようなこととで、むしろ農林省の方がどうなのかという話になるのじゃないかと思うわけでございます。

が、私どもの方といたしましては、組合等の事業経営基盤の整備強化という姿勢でいっているわけでございます。したがって、農林省はそういうことも受けながら、また、各連合会もそういう立場に立つて、例えば市町村管、公営地区の多いところにあるしましては、一部事務組合という形で対応するとか、それからそういう中いろいろなあります場合にどちらかの形、つまり、例えば公営のところは公営をやめて組合として大きな組合になるとか、あるいはまた組合の方が一時公営に移して公営の事務組合をつくるとか、いろいろなことをやつておるわけでございます。そういうことで、その地その地いろいろな工夫がなされておるという状況でございます。

以上でございます。

○菅原委員 次に平林参考人にお聞きしますが、平林参考人の組合員の中に当然加入面積以下の農家加入率がどうなっているのか、お聞きしたいと思ひます。

○平林参考人 先ほど供述の冒頭に申し上げましたように、私どもの町につきましては経営規模が非常に大きい方でございますから、当然加入面積以下の農家は全くなしでございます。その点は非常にやりやすい組合だということと考えております。

○菅原委員 須藤参考人にまたお聞きしますが、二種ほど当然加入面積以下の農家率が多くて、あるいは大半こういう小農家が占める組合もあるように聞いておるわけでございますが、今回の当然加入基準の引き上げになりますと、本場に村落崩壊、相互扶助の農村のよい風習というものも崩壊するおそれがある、これもともに私、心配しているわけでございます。共同防除の際、今こういう未加入農家があるところに対してはどのような実態になつておるのか、それとも、今、この当然加入面積以下の農家も、共同防除となるとほとんど全額負担金何か取つて一緒にやつているのか、そこら辺の内容を教えてくださいたい、こう思うわけでございます。

○須藤参考人 実は農業共済団体は防除関係を生懸命やっているわけでございますが、今あります組合全部がそうやっているかというと、そういう面でも必ずしも十分な活動をしていないところもあるわけでございます。活動を十分やっておりますところにあるしましては、今先生のお話にございましたように、皆任意加入で入つてくるというところで組合員になっておりますので、実際上の問題は出ておりません。

以上でございます。

○菅原委員 内藤参考人にお伺ひいたします。家畜共済の方につきましては、今回の改正ではかえつて改善の方が大きいことで賛意を表されているようでございますが、ホルス雄の肉用牛と和牛雄の肉用牛との危険率が異なるのに掛金が同じでは、そういう声も聞くわけでございますが、こういう点の実態はどのようなものでしょう。

○内藤参考人 お答えいたします。今お話しの中にホルスの危険率が高いというお話がございましたが、ちょっと私が御返事申し上げるのを理解するために、子牛に關してという意味でございます。 (菅原委員「そうです」と呼ぶ) わかりました。

ホルスの子牛につきましては、現在の、今度新しく立案されております改正内容には一応除外されていまして理解をしております。したがって、今、今の掛金率の問題等につきましては、私が先ほど今後の課題としていろいろ御研究いただければありがたいと申し上げた中に、この制度の仕組みとしていろいろ御検討いただければ幸いであるというふうに考えております。

○菅原委員 それから、胎児の価額は省令の定めるところによるといふわけなんです。内藤参考人は、この胎児の価額はどうかというところが適当と思うのか、御意見があったらひとつお聞かせいただきたいと思います。

○内藤参考人 先ほども申し上げましたように、胎児については流通の実態がございませんで、価額問題についてそのものずばりで判断すること

は現実には難しいと考えております。そうしますと、どうしてもやはりその胎児のものになります母牛の評価をもとにして考えていかざるを得ないだろうと思っております。その中でどの程度の価額水準ということになりますと、先ほど申し上げましたように、どの辺がいいかということもなかなか私自身持っているわけではございません。今後政府の方でいろいろ御検討になると聞いておりますが、一つの考え方としては、その資質の問題、それから胎児ですから当然大きさはまあまあございせんので、いわばその後生まれた子牛の流通の実態等から御判断をいただかざるを得ないのじゃないだろうかというふうに考えております。

○菅原委員 次に、遠藤参考人にお聞きしますが、今回の果樹共済の改正の中で、共済責任期間の改正があります。今までは、花芽形成期から収穫までだったのが、発芽期、開花期から収穫までというふうに分けることができたというのですが、分けたのと分けないのとで、やはり分けた方が果樹共済に加入させるのにいいのか、それともむしろ分けないで掛金率を下げた方がいいのか、こういう点の判断なんです、どのようなものなんでしょうか。

○遠藤参考人 この共済責任期間の短縮につきましては、私どもも落葉果樹地帯を中心にいたしまして従来から要望してきた点でございます。

先ほど申し上げましたように、特に落葉果樹の場合ですと、従来の災害の発生態様から見ましても、大抵発芽期以降に短縮をいたしましてそこで漏れるというような事態も従来の経験からそう考えられませんので、やはり短縮ということは望ましい方向だ、こういうふうな受け取っております。

○菅原委員 私は、落葉果樹は冬の間の障害も大きいんじゃないかと思つていたのですが、現実にはそうじゃないわけですか。

○遠藤参考人 私が申し上げましたように理解をいたしております。

○菅原委員 まだ時間がありますので、もう一度、今度は須藤参考人にお伺いします。

実は、今、水稲の基準単収それから共済金額の範囲、これは大体国がつくり、県がこれを配分するような仕組みになっているわけですが、宮城県と岩手県でも水稲の基準単収が六十キロくらい違いますし、共済金額の範囲も五、六円の差があるわけでございます。岩手県の方は三百一円でありますし、宮城県の方は三百七円ですから、これは最高の方ですが、六円の差があるわけです。県境は、出入り作がどこもあるわけですよ。これは西の方だったらそういう影響はないのですが、北に行くほど、岩手県の場合ですと百五、六十キロ違いますから、宮城県の方は余り差がないけれども、宮城県から以北になってくると大変な差が、気候によつて災害度が違ってくるわけですね。しかし県境は、たつた一つの境でこういう差があるというのは、何か不合理じゃないか。ダブつて両方自由に選択できる幅を持たせてもいいのじゃないかというふうに考えられるのですが、この点、協会としてはどんなふうに考えておりますか。

○須藤参考人 御指摘の点は二点あるかと存じます。一つの基準単収の方でございますが、これは農林水産省の方から各県の方へ指示ということで単収の指示がございまして、それを県が各町村ごとに割り振る、組合がそれを圃場ごとに割り振るにつきては、これは申告等を基準にいたしながら、平均が大体指示につながるように決めていくということになっておるわけでございます。その場合、今お話がございましたように、一番問題になりますのは町村境、県境の問題になるわけでございます。農林水産省の方の指導では、できるだけそういう差がでないように十分心してやってくれという注文を出しておるわけでございますが、現場ではなかなかそうもいかないといったことに実際上はいつている。そういうことで御指摘のような問題があるのじゃないかと思つてお

ります。ただ、そういうことが起こるのが当たり前だとかそのままでいいのだという認識に立つてはいない。さらに近隣の組合等の努力が必要であるということになるわけでございます。

それからもう一つの共済金額は、品種銘柄によります米価の差がもとになっておりまして、それをもとにいたしまして県、郡等の地域を定めまして、その米につきては最高幾ら、今お話がございましたように、宮城県の場合は三百七円でございますが、それから岩手県の場合は三百一円といたつたように決まっております。これはまさに地域を外ればそのまま差として出る、残るといふ筋合いになっております。これらにつきては行政庁としてどう考えるか、また後ほどお確かめいただければありがたい、かように存じます。

以上です。

○菅原委員 時間が来たからこれで質問を終わりますが、よりよい共済制度の内容を充実するため今後とも私たちが頑張りたいと思つてます。どうも本日はありがとうございました。

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 参考人の皆さんには、お忙しいところおいでくださいまして、貴重な御意見を、教えたいただきまして本当にありがとうございます。私たち、皆さんの言われたことを大事に守つて、少しでも共済組合をよくするために頑張りたいと思つております。ありがとうございます。

そこで、一番最初に、須藤さんと平林さんにお伺いしますが、お二人とも、現在共済組合の責任者として実際の運営に当たられております。今度の法改正を抜きにして、運営に当たつて一番苦労されている点、どういうことでありますか、ひとつお聞かせ願えればと思つてます。

○須藤参考人 私から申し上げますのは、必ずしも全般にわたり、あるいはまた適切かどうかかわかりませんが、この制度につきてはいろいろ各組

織を通じて組織から出てまいりますのは、やはり農業事情が非常に変わつてまいつてきてお

りますので、それに対応できるような補償制度をできるだけ早く迅速につくれるように何か方法はないものかというように意見でございます。私も、そういうことが非常に大切になってきているのじゃないか、かように思つておるわけでございます。

ただ、御案内のように、ただいま畑作物共済にありましては、物を指定していけば追加ができるという体制になっておりますので、こういったものはできるだけ活用できればの方がよろしいのじゃないか、かように考えております。ほかのことにありまして、同じように事情が変わつてくれば取り上げていける、こういう体制が最も必要だというふうに考えております。

以上です。

○平林参考人 制度が発足いたしましたして何度にもわたつて条件整備をされました農作物につきては、当然加入でございましたし、今回の掛金の国庫負担の改定の時点まではほぼ条件整備一方というところございましたが、これは特に問題は抱えておりませんけれども、本格実施になつてから六年を経過した畑作物共済につきては、任意でございまして、先ほど申し上げましたように非常に被害の大きい年をその六年の中に三年間抱えまして、なおかついろいろ農家側からこれ以上の条件整備、しかも早急に出てまいります整備がなされないために、任意共済中心に事業の推進には非常に苦労をしております。さらにまた、いろいろ問題がございまして、家畜共済につきては、一頭ごとの加入から包括共済になりました以降は、その範囲内で非常に大きなメリットがありますので、これらにつきては私も私どもの方ではほぼ安定をしております、やはり最大の悩みは、任意を中心といたします歴史の浅い整備のされていないものについては、明けても暮れても苦労の連続ということでございます。

○津川委員 皆さん御親切に答えてくださるので非常にありがたいのですが、時間がなくなりまして、今度は須藤さんにまとめて四つばかりお願

いたします。

その一つは、さすがに共済組合を扱っている大御所だけありまして非常に感心したのは、完全補償を實現する、これが我々の方針だというふうにおっしゃってくださって、忘れたものを思い出させられた感じでございます。そこで、完全補償のあり方、姿ということと現状がどのくらい離れているのか、これに向かつていくとすれば何をすればいいのか、これが一つ。

二つ目の質問は、全面的に賛成できないが、積極的に反対はなさらないとおっしゃったわけで、これは反対だと思ふのですが、この点はどうでございましょうか。四十八年の法律施行のとき、五十五年改正のときには皆さんの側からこうしろという要求が出た。私あのときも国会におりまして承知しておりましたけれども、今度は皆さんにどのくらい相談なすつてゐるか。聞くところによりますと、全然相談なしに押しつけられたという意味のことは須藤さんの先ほどの報告の中にも若干ありましたけれども、こういう点のことを少し伺いたいのです。

私たちは、農業団体、農民と一緒に農政をしいていかなければならぬ、そこが民主主義の基本だと思つてゐるのですが、今度そういうものが崩れてきた。今度の対外経済政策でも言うとおりに、中曾根総理も言うとおりに、農業は聖域ではない、ここには除外、例外はないのだということでかなり押しつけてきます。木材の合板の関税の引き下げにしても、一千万トンの米国の押しつけにしても、今度ヨーロッパと日本の委員たちが生産者米価を引き下げろなんということもかなり強圧な気がするので、どうしても皆さんの意を体した農政、共済制度の実現でなければならぬと思つてゐるわけであります。この点、御意見がございましたら伺わしていただきたい。

三つ目の質問は、当然加入基準の引き上げと関連してでございますが、これも民主主義の問題なんです。

私たちは、どんな小さな農家でもまじめに農業

をやる」とする人たちは宝なので、これは育てていかなければならない。今度は当然加入の基準を引き上げることによって小さな人たちが切られていく。そうすると、須藤さんは何とおっしゃってくださったかという、須藤さんは、共済制度そのものの崩壊にもつながりかねない、そこまでいきかねないという心配をされております。さらに、それは散らばった場合にどうなるかという、共同防除的なものも損なわれると言われている、もつともでございます。そこで、私たちは皆さんの意見を伺って、これを国政で直していかなければならぬ。政府に何を求めているのか、この二つの点を直していけばいいか、これが第三点でございます。

四つ目の質問は、事務費の国庫負担の定額化でございます。

私は実際の仕事をなされる人たちが十分に働けるような事務体制がなければならぬ、事務費がなければならぬ、そこでいろいろな手当ても出てこなければならぬ、これは運営の根本的な問題なんでありますが、これに対する御意見を伺わしていただきます。

この四つを須藤さんからまとめて答えていただきます。

○須藤参考人 ただいま四点の御質問ということで、一番初めに今回の制度改正、今までですと団体の方が要望してという場面があったのだけれども、今回はどうもそれが、役所、上からの押しつけであったのではないかと、ということでございます。

これにつきましては、私が経過の中でも申し上げましたように、農林省から途中段階でいろいろ話ございました。話はございまして、組織の中でいろいろ検討したわけでございまして、私たちが養成できないという答えを出し、農林省には養成できないからということを申し上げてまいったということでございます。

それから第一点は、当然加入ラインの問題でございます。

これは確かに制度の基本でございます。特に、ところによりましては非常に大きな影響が出てまゐります。共済制度はある意味では全国的な連帯感でもあるわけでございますので、一部分でもそういうことで壊れ始めてくるということになりますと制度全体の崩壊になりかねないという点を強く懸念いたしておるわけでございます。

それから第三点は、事務費の定額化の問題でございます。

これも私どもの方では、ほかの団体というか、ほかの機関の事務費国庫負担というか事務費補助、負担金等がだんだん定額化されてまいりますので、それらに関連いたしまして、こういつた御意見を農林省に申し上げたことがあるわけでございます。定額化されております、今までされてまいりました費目のものは、どちらかといいますと、地方自治体に足らず前は持たせるということになつてゐるのではないかと。農業共済団体の分はほか

のそういつた今まで定額化されてまいりましたものとは性質が違って、定額化して足らず前が出てまいりますとそれは全部農家負担になっていく、これはそういう意味ではかのもと同じで定額化ということをしてもらっては困るという意見を強く申し上げておったわけでございます。これは予算の段階で定額化されてしまったわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、なつてしまつておるものについては我々ではできるだけの対応、努力はしてまいりますけれども、物価なべりべアの状況等を見ていただきまして、必要なべりべアはきちつとしてやらなければならぬし、必要な事務費は確保させていただかなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

いうことで、その中に位置づけて事業を推進することを考えていったらどうだということであったわけでございます。それも所定の運動期間が終わりましたして、農業を守ると今言ったところでどうも農家の方々がびんとこないような状況にもなってきたので、むしろ農業災害補償制度を担当しているところといたしましては、確かな補償実践運動というところで、わかりやすく、しかもこれは十年間の運動計画でやっていこうじゃないかということとで、六年前からそういう運動を始めた。先ほど申し上げましたように柱を三点置きました、完全補償であるとか、農家へのサービスであるとか、それから農家のそういうた運動を推進しながら出てまいります制度に対する要望をくみ上げて、制度改正に結びつけてやっていこうということでやっているものでございます。具体的にはそういうことで事業の推進運動を図っていくということでございます。

しかし、實際そういうことをやつて損害補償はどうなつてゐるのだといふことでございますが、これは制度的に、例えば水稲共済でございますと、選ぶ方式によつて違ふわけでございますけれども、基準収量が適切であつたといつても、制度の仕組みがいわゆる全相殺の場合九割、半相殺の場合農家単位で八割、一筆共済の場合七割といふことでございますし、そのほかのものになつております。したがひまして、そういう運動で、最高のところを選びますと、今申しましたようなところまでの補償はできるといふことでございます。

以上でございます。

○津川委員 完全補償まで頑張っていたいただきたいと思ひます。

時間が余りなくなりましたので、今度は遠藤さんに、これもまとめて四つぐらい続けて伺います。

一つは、先ほどから議論になりましたが、私は津軽なものでリングだけについて申し上げたいと

思います。なぜリンゴ共済に加入しないのか、この話は盛んにされましたけれども、根本はどうしたならば加入させるのによりしいか。これが一つ。

二つ目は、台風が来ますと津軽の人たちは、長野にだけあの台風が行けばいい、津軽に来なければいい、そうするとリンゴの値段が上がる、これが正直なところの農民の意識だと思ふのです。資本主義の世の中だから、こういう賭博性、ばくち性というものがある、これは私は否定しません。しかし、リンゴは何年に一週かすばらしい作をとると問題が解決するんだ。去年みたいに四割も去年産のリンゴの値段が上がり、あとそれでいい。それが実際なのです。そこで、先ほど須藤さんも言われましたけれども、はつきりと共済によって果物を守っていくという運動を定着させていかなければならぬか加入しないと思ふのです。これが二つ目の問題。

一つ目の問題とも関連しまして、五十五年に法改正をしたのです。途端に加入率が少なくなったのです。法改正をしたら脱退する人が出てきた、これは一体何だろうということなのです。それは損害の実態と入ってくる共済金の実態が合わない。農民たちの問題は、それにかえて加えて政府と県の中央会が被害を一定のところで一斉に同じ査定にしてしまったのです。九・四％事件というやつです。被害に掛ける率としてどんなにあって九・四％でとめてしまったのです。そうしたら、もうやめた、農業共済の職員も理事者も、共済制度をやめたと言うのです。こういう上からの非民主的な圧殺が、問題を国民とともに、農民と一緒に解決することがないからそうなってしまうわけなのです。

最後の問題は、共済と関係ないかもわかりませんが、なければいいのですが、腐乱病についてです。先ほど遠藤さんは、単年度のものを共済の対象にして永年性のものは困ると言っていたが、腐乱病は長く続くのです。被害が永年的なものなのです。これを収獲共済にするか、樹体共

済にするか。腐乱病をこのままにしておくと、青森県のリンゴは今岩手県のリンゴ、長野県のリンゴより単収二割から三割落ちてきました。それは腐乱病で大きな枝が、胴体がやられて、畑の中に窓ができてきた。いっぱいこんもりしたところには太陽が入らないのです。腐乱病で枝が壊れ幹が壊れて太陽がさんさんと入っている。それを農民は窓と言っている。これをなくしなければならぬのです。したがって、共済でやると腐乱病を退治する努力が減るのだ、このところをどうするかという問題なんです。しかし、腐乱病を退治しないリンゴは伸びていけません。高品位の単収の多い継続的な安定生産を遠藤さんはしなくても言ってくれたのだけれども、それにするとすれば、腐乱病をどう共済の対象にしていくかという問題、これが一つ。それを抜きにして、腐乱病をどういうふうにするか。この二つのことを答えていただきたいと思ふわけでありませう。

○遠藤参考人 四つ質問をいただきました。

第一のリンゴの加入の問題と関連いたしました。どうすれば今後加入を高められるかということとでございます。私も先ほど、五十五年の改正以降、全体的に見て改正の効果は加入促進の上でどうもあらわれておらないと申し上げました。その中で、私も拝見いたしますと、先生の青森県が特にそういう傾向が目立っております。お役所の公表資料でございすけれども、一番高いところが五十四年当時六四％ぐらい引受率がございましたが、現在承りますところ一七％ぐらいまで落ちておるといふこととでございます。私は青森県にまたがる固有の事情があるのかどうかということとは十分理解できておらないわけでございますけれども、特にここ何年かスターキングを中心としたリンゴ経営の不況、こういうような問題も非常に関連しておるのじゃないか。特に私も青森県のりんご協会あたりの御意見を聞いてみますと、損害評価員の査定にバランスを欠くというような点もかなり多くの意見として聞くわけでございます。

その他、一般論になりますけれども、結論いたしまして、加入を促進させる方法は、青森県の場合も特定危険方式というものが確実に伸びておりますので、これを中心に今後加入を進めるといふことが当面考えられる対策なんじゃないかと思ひます。

それから第三の、共済によって果物を守る運動という先生の御指摘でございますけれども、私率直に申し上げまして、病虫害の発生というような問題を共済で補償するということにつきましては、現に産地において非常に頑張っておる、産地を支えておる農家の方々がどうしてもこら辺に抵抗を持つというような事実は、私頭でどうというよりも、そういう現実の農家の考え方を特にここで強調させていただきたいと思ひます。

それから第三の、五十五年改正以降加入率の問題でございます。上からの規制措置ということとでございますけれども、申しわけございませんけれども、そこら辺の経緯は私十分存じておりませんので回答をお許しいただきたいと思います。

それから四つ目の腐乱病でございますけれども、この腐乱病につきましてはリンゴ地帯において非常に問題があるということは承っております。特にこの腐乱病につきましては、若い木よりも古い木に出る。したがって、産地別に見ましても、青森県ではかなり問題になりますけれども、長野県においてはこの発生は青森に比べて低いというようなこととでございます。技術者あたりの御意見を聞いてみますと、どうも栽培管理の一番根っこにございす病虫害の予防、こういうような点、つまり油断があるというようなことがやはりこの腐乱病に関係するのじゃないか。特に腐乱病が発生いたしましたときに、腐乱病というようなものの被害の選別がなかなかできないということが私ども仲間の技術者の意見でもあるわけでございます。こら辺を共済事業の中でどう組み入れるかにつきましては、私も専門家でございませんで、ひとつそこら辺は団体側の対応としての宿題としてお受けさせていただきたいと思ひま

す。

○津川委員 ありがとうございます。終わります。

○今井委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

次回は、明二十四日水曜日午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

昭和六十年五月十三日印刷

昭和六十年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E